

ロシア連邦における裁判統制と刑事監督審制度

杉 浦 一 孝

はじめに

I 刑事監督審制度の改革の第1段階

- 1 旧刑事訴訟法典における監督審制度
- 2 ロシア憲法裁判所と刑事監督審制度の改革
 - (1) 監督審裁判の反復性の問題
 - (2) 確定裁判の不利益変更の問題
 - (3) 監督審手続における元被告人等の手続保障の問題
- 3 新刑事訴訟法典における監督審制度
 - (1) 新刑事訴訟法典の制定
 - (2) 新しい刑事監督審制度の内容

II 2005年5月11日付のロシア憲法裁判所判決 — 新刑事訴訟法典第405条（監督審手続による不利益再審の禁止）の憲法適合性について —

- 1 事実の概要
- 2 判決の内容
- 3 判決に対する評価
 - (1) 批判的評価
 - (2) 肯定的評価

むすびに代えて — 刑事監督審制度の改革の第2段階? —

はじめに

1950年代末から1960年代はじめにかけて裁判統制の手段として最終的に確立されたソ連の監督審制度は、社会主義国の裁判制度に特有なものとしてとらえられてきた。これは、刑事事件のそれであれ、民事事件のそれであれ、確定裁判の再審の一形態であって、その任務または存在根拠は、「裁判所の判決または決定が違法で不当であるときは、一つと

いえども、それに効力をもたせない」ことにあるとされた¹⁾。この監督審制度は、一党支配のソビエト型社会主義体制にとっては体制に適合的な裁判統制制度の一つであった。それは、監督審への再審の申立権がソ連共産党の事実上の人事権のもとにあったソ連最高裁判所長官・副長官およびソ連検事総長・次長検事等の上級裁判所および上級検察庁の長・次長にしかあたえられず、訴訟当事者であった者の意思とは無関係に、監督審裁判所がその申立てを受けて確定裁判の再審を開始することができたという点にあらわれていた。

刑事監督審制度について言えば、ソ連内務省（警察）や国家保安委員会（KGB）とともに、ソ連共産党の犯罪対策の実行、また治安政策の実現に政治的責任を負っていたソ連最高裁判所およびソ連最高検察庁の長・次長等は、訴訟当事者であった受刑者や無罪の確定判決を受けた者が知らないうちに、監督審にその確定判決の再審の申立てをすることができ、その申立てを受理した監督審裁判所は、再審を開始し、審理の結果、申立てに理由があれば、当該確定判決を取り消すことができた。不利益再審も認められ、無罪の確定判決が取り消されることもあった。これは、当時、「客観的真実」は必ず発見することができという考え方（「客観的真実」の原則）が「刑事裁判手続のその他のすべての原則」に対し優位を占めていたからであった²⁾。実体的真実主義の一方的な重視である。

このような刑事監督審制度は、1991年12月のソ連解体後、ロシアでも基本的に引き継がれていった。もちろん、体制転換期における司法改革の過程で、この制度も、改革の対象とされ、変容させられていくことになるが、これに決定的とも言える影響をあたえたのは、後に詳述するように、次の二つである。その一つは、1993年12月のロシア連邦憲法（以下「93年憲法」という。）の制定とこれを憲法適合性審査の基準とするロシア憲法裁判所の監督審制度についての裁判である。もう一つは、1998年3月の「人権および基本的自由の保護に関する条約」（いわゆる

1) См. : Юридический словарь. Том 1 / глав. ред. П. И. Кудрявцев. 2-е изд. М., 1956. С. 605.

2) См. : В. А. Давыдов. Пересмотр в порядке надзора судебных решений по уголовным делам : производство в надзорной инстанции. М., 2006. С. 35.

ヨーロッパ人権条約である。) およびその議定書³⁾の批准に関する法律⁴⁾の制定と監督審制度についての対ロシア事件に関するヨーロッパ人権裁判所の裁判⁵⁾である。これらにより、「刑事裁判手続のその他のすべての原則」に対する「客観的真實」の原則の優位が崩れることになる。実体的真實の追求の重視から手続的保障の重視への変化である。

本稿は、このような契機を含むソ連解体後の体制転換期における司法改革の過程で、ロシアの刑事監督審制度がどのような変容を遂げて今日にいたっているのかを分析することを課題としており、同じ視角からロシアの民事監督審制度を分析した別稿⁶⁾の続稿でもある。

I 刑事監督審制度の改革の第1段階

1 旧刑事訴訟法典における監督審制度

1953年3月のイ・ヴェ・スターリンの死後、とくに1956年の第10回ソ連共産党大会以降、「個人崇拜」批判、社会主義的民主主義および社会主義的適法性の再建を目的とした政治改革（ソ連共産党の党内民主主義のルールの正常化、機能不全に陥っていた国家機関の正常化・活性化）が本格的にはじまった。この政治改革に不可欠な司法改革も推進され、その成果の一つとして、1958年12月に新しい「ソ連および連邦構成共和国の基本刑事訴訟法⁷⁾」が制定された。各連邦構成共和国は、この基本刑事訴訟法の制定を受けて、それぞれ新しい刑事訴訟法典を制定したが、ロシアで新しい刑事訴訟法典⁸⁾（以下「旧刑訴法」という。）が制定されたのは、1960年10月であった。その後、旧刑訴法は、1991年

3) ヨーロッパ人権条約およびその議定書の邦訳については、戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）に取められている小畑訳に依った。

4) Собрание законодательства Российской Федерации. 1998. № 14. Ст. 1514.

5) この点については、杉浦一孝「ロシアの監督審制度とヨーロッパ人権裁判所」名古屋大学法政論集第256号（2014年6月刊）を参照。

6) 杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」名古屋大学法政論集第225号（2008年7月刊）

7) Ведомости Верховного Совета СССР. 1959. № 1. Ст. 15.

8) Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1960. № 40. Ст. 592.

12月のソ連解体後も効力を持ち続け、93年憲法が制定されると、これに適合させるため、たびたび一部改正を受けることになった⁹⁾。

この旧刑訴法における監督審制度について、ここでは、新刑事訴訟法典（以下「新刑訴法」という。）における監督審制度との関連で、次の諸点を指摘するにとどめたい。

第一は、確定裁判の監督審への再審の申立て（*протест*）の権限を有する者についてである。旧刑訴法では、次の者だけにその申立権があたえられていた（旧刑訴法第371条第1項および第2項。なお、括弧内は、それぞれの申立ての対象となる確定裁判である。）。(1)ソ連検事総長（ロシアのすべての裁判所の判決および決定）、(2)ソ連最高裁判所長官（ロシア最高裁判所幹部会の決定ならびに同刑事裁判部の第一審裁判所としての判決および決定）、(3)ソ連次長検事（ロシア最高裁判所幹部会の決定を除くロシアのすべての裁判所の判決および決定）、(4)ソ連最高裁判所副長官（ロシア最高裁判所刑事裁判部の第一審裁判所としての判決および決定）、(5)ロシア検事総長および次長検事、ロシア最高裁判所長官および同副長官（ロシア最高裁判所幹部会の決定を除くロシアのすべての裁判所の判決および決定）、(6)自治共和国最高裁判所長官、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の長ならびに自治共和国検事長、州検察庁およびこれらと同級の検察庁の長（地区（市）人民裁判所の判決および決定ならびに自治共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の刑事裁判部の破棄審としての決定）¹⁰⁾。

1991年12月のソ連解体により、(1)から(4)までの役職員は存在しなくなったが、当該規定からこれらの役職員が正式に削除されたのは、2000年7月の旧刑訴法の一部改正の時である¹¹⁾。ここで指摘しておく必要があるのは、受刑者等のかつての訴訟当事者にはその申立権があたえられ

9) この点については、さしあたり、平成9年度外務省委託研究報告書『第2期 エリツィン政権下のロシアの立法動向』（外務省欧亜局ロシア課、1998年）の「第5章 ロシア刑事訴訟法典の改正と憲法裁判所」〔杉浦一孝執筆〕を参照。

10) 旧刑訴法第371条第3項によると、「軍法会議の判決についての〔再審の〕申立ては、軍法会議規程に定める手続により行う」とされ、1958年のソ連軍法会議規程（*Ведомости Верховного Совета СССР. 1959. № 1. Ст. 14.*）、これに代わる1999年のロシアの軍事裁判所に関する憲法的法律（*Собрание законодательства Российской Федерации. 1999. № 26. Ст. 3170*）がその申立手続と申立権者を定めていた。

11) *См. : Собрание законодательства Российской Федерации. 2000. № 33. Ст. 3345.*

ていなかったことである。民事事件の場合と同じように、刑事事件の監督審裁判も、当該事件の訴訟当事者であった者の意思とはまったく無関係に行われたのである。すでに指摘したように、旧刑事監督審制度も裁判統制制度であったことがここに端的にあらわれていたと言えよう。ただし、受刑者等は、監督審への再審の申立権を有する上記の役職員に対し、その申立てを行うように要請することができ¹²⁾、一部の教科書やコンメンタールによると、この要請を受けた当該役職員は、これを検討する義務を負うとされた¹³⁾が、その法的根拠は、旧刑訴法には見出せない。

第二は、監督審への再審の申立事由についてである。旧刑訴法第379条第1項により、第342条に規定する「破棄審手続による判決の取消しまたは変更の事由」は、確定裁判の取消しまたは変更の事由ともされ、それは、次のとおりであった。(1)捜査・取調べまたは公判廷での取調べが一面的または不十分であること、(2)判決の中の裁判所の結論が事件の実際の状況に一致していないこと、(3)刑訴法にいちじるしく違反していること、(4)刑法が誤って適用されていること、(5)裁判所による量刑が犯罪の重大さの程度および有罪の確定判決を受けた者の人格に一致していないこと。

これらの取消しまたは変更の事由は、申立権者がこれらに該当する事実が確定裁判に存在すると判断した場合に、監督審への再審の申立事由となると解されていたが、新刑訴法との関連で、ここで取り上げておく必要があるのは、最初の申立事由である。例えば、検事総長は、裁判で無罪が確定した刑事事件の捜査・取調べが一面的または不十分であったということを理由にして、監督審に再審の申立てを行うことができた。監督審裁判所は、その申立てが適法であれば、これを受理して審理を行い、申立てに理由があると認めたときは、申立期間が設けられていたに

12) См. напр.: Уголовный процесс / отв. ред. Н. С. Алексеев, В. З. Лукашевич, П. С. Элькинд. М., 1972. С. 467-468.

13) См.: Советский уголовный процесс / под ред. Н. С. Алексеева, В. З. Лукашевича. Л., 1989. С. 395; Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу РСФСР / под ред. В. М. Савицкого, Б. Т. Безлепкина, П. А. Лупинской, И. Л. Петрухина. М., 1999. С. 408-409. なお、受刑者等のかつての訴訟当事者が、監督審への再審の申立権を有する役職員に対し、その申立てをするように要請することができた点に、受刑者等が、93年憲法第46条第1項(司法的救済の保障)や第50条第3項(判決の再審理を受ける権利)等を根拠にして、旧刑訴法第371条第1項の違憲性を争わなかった理由があるように思われる。

せよ、旧刑訴法第 378 条第 1 項第 2 号および第 380 条第 3 項により、無罪の確定判決を取り消して事件を補充捜査のために検察官に逆送することを決定することもできた¹⁴⁾。この場合、無罪判決が確定していた元被告人は、自分とは無関係の事情（例えば、捜査取調機関の職務怠慢）により、重大な不利益を被ることになる。ここにも、旧刑事監督審制度の優先的目的が、個人の権利および法益の保護ではなく、あくまでも裁判実務および適法性の統一、すなわち裁判統制にあったということがあらわれていると言えよう。

第三は、監督審への再審の申立期間についてである。旧民訴法には、その申立期間に関する定めはなく、民事事件の確定裁判については、申立権者は、いつでも監督審に再審の申立てをすることができた。これに対し、旧刑訴法は、その第 373 条（1983 年 8 月の一部改正法¹⁵⁾による改正規定）で、より重大な犯罪に関する法律の適用が必要であること、もしくは刑罰が軽すぎることを理由にして、または有罪の確定判決を受けた者の地位の悪化をもたらすその他の理由にもとづいて有罪判決について監督審に再審の申立てをする場合、および無罪判決または訴訟手続の打切決定について監督審に再審の申立てをする場合には、その判決等が確定してから 1 年以内であることを要件としていた。すなわち、不利益変更となる監督審への再審の申立ては、1 年という申立期間内に行うことが要求されたのであり、これ以外については、申立期間は設けられておらず、当事者の意思とは無関係に、申立権者がいつでも監督審に再審の申立てをすることができた。

この申立期間の問題は、後に、法的安定性の原則とのかかわりで取り上げられることになる。ヨーロッパ人権裁判所は、旧民訴法に監督審への再審の申立期間に関する規定がないことを法的安定性の原則の侵害と断じ、旧民訴法における監督審制度を批判した。これに対し、旧刑訴法に定めるその申立期間 1 年は、法的安定性の原則を害するものではないとされ、その限りにおいて、旧刑訴法における監督審制度は、その存在

14) См. напр. : Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу РСФСР / под ред. А. М. Рекунова и А. К. Орлова. М., 1981. С. 474 и 481.

15) Ведомости Верховного Совета РСФСР. 1983. № 32. Ст. 1153.

を認められた¹⁶⁾。しかし、監督審への再審の申立期間が1年に限定されていたにせよ、元被告人が自分とは無関係の事情により不利益変更を受けるような監督審への再審の申立てを認めることは、旧刑事監督審制度が、個人の権利および法益の保護よりも、裁判統制を優先させていたことを示すものと言えよう。

2 ロシア憲法裁判所と刑事監督審制度の改革

裁判統制制度としての監督審制度の改革は、93年憲法の制定ならびに1998年4月のヨーロッパ人権条約およびその議定書の批准により、ロシア憲法裁判所とヨーロッパ人権裁判所がリードしていくことになる。以下では、旧刑事監督審制度に対し、ロシア憲法裁判所が93年憲法へのその適合性の審査をとおしてどのような評価をあたえ、その結果、新刑訴法の制定の際にどのような影響をおよぼしたのかを見ることにしたい。

(1) 監督審裁判の反復性の問題

ここで取り上げるロシア憲法裁判所判決(1996年2月2日言渡し)は、市民らの憲法不服申立てにもとづく旧刑訴法第371条第2項第5号、第374条第3項および第384条第2項第4号の規定の憲法適合性審査に関する事件のもの¹⁷⁾である。

旧刑訴法は、旧民法と同じように、監督審の裁判も監督審の審判の対象としていた。ソ連時代、ロシアのすべての裁判所の判決および決定について監督審に再審の申立てをする権限をもっていたソ連検事総長は言うまでもなく、ソ連最高裁判所長官も、監督審であるロシア最高裁判所幹部会の決定について上級の監督審(ソ連最高裁判所総会)に再審の申立てをすることができた(第371条第2項第1号および第2号)。し

16) この点については、杉浦・前掲注(5)21頁を参照。

17) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности пункта 5 части второй статьи 371, части третьей статьи 374 и пункта 4 части второй статьи 384 Уголовно-процессуального кодекса РСФСР в связи с жалобами граждан К. М. Кульнева, В. С. Лалуева, Ю. В. Лукашова и И. П. Серебrenникова // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 1996. № 2. С. 2-11.

かし、ソ連の解体にともない、ソ連検事総長等の連邦の国家機関がなくなった後は、ロシア最高裁判所幹部会は、ロシアの最終の監督審となり、その決定については、ロシア検事総長であれ、ロシア最高裁判所長官であれ、いかなる機関も再審の申立てを行うことができなくなった。旧刑訴法第371条第2項第5号および第374条第3項の規定が、監督審であるロシア最高裁判所幹部会の決定についての不服申立てを認めていなかったからである。そこで受刑者らが、両規定は93年憲法が市民に保障する「司法的救済を受ける権利」（第46条第1項）および「再審理を受ける権利」（第50条第3項）を制限しているなどとして、ロシア憲法裁判所に対し、旧刑訴法第384条の規定とともに、両規定の憲法適合性審査を申し立てたのが本件である。

ロシア憲法裁判所によると、「市民の権利の任意の法的救済手段の実効性」は、このような手段の総体の中で判断しなければならないという。判決文によると、旧刑訴法の第371条および第374条の当該規定は、確定した判決および決定の再審制度の一部を構成している。再審制度は、旧刑訴法第6編に規定され、監督審手続による確定裁判の再審と「あらたに発見された事実」にもとづく確定裁判の再審からなっている。監督審であって、その決定を監督審手続による再審の対象としてはならない最終のものを刑訴法に定めても、それは、誤判により侵害された権利の司法的救済の「通常の方法」とともに、旧刑訴法第384条ないし第390条にその「追加の方法」、すなわち「あらたに発見された事実」にもとづく再審の手続が刑訴法に定められている限り、誤判により権利を侵害された市民の「司法的救済を受ける権利」を否定したことにはならない¹⁸⁾。

それでは、旧刑訴法第384条ないし第390条に規定するその「追加の方法」の内容は、どのようなものであるのか。判決文によると、旧刑訴法第384条第2項の規定から明らかなように、「不正な裁判をもたらした訴訟関係人の犯罪行為」が裁判所の判決により認定されたとき（第384条第2項第1号ないし第3号）、または「裁判をした時点で裁判所に知られていないその他の事実」が発見されたときに（第384条第2項

18) См. : Там же. С. 5-6.

第4号)、「あらたに発見された事実」にもとづく再審が開始されることになるが、「裁判の不正」が収集された証拠を無視し、もしくは誤って評価した結果によりもたらされ、または法律を誤って適用した結果によりもたらされたとしても、これらは、その再審の開始事由には該当しない。このように、「あらたに発見された事実」にもとづく再審の開始事由を制限することは、「多くの誤判を正し、その誤判により侵害された市民の権利および法益を回復すること」を不可能にする。これは、いかなる制限も受けることがない権利(93年憲法第56条第3項)としての「司法的救済を受ける権利」を保障する93年憲法第46条第1項の規定に適合しない。さらに、この場合、司法的救済の他のメカニズムがないときは、人に「違法で不当な有罪判決にしたがう義務」を負わせることになる。このような有罪判決に「異議を唱える権利」を奪うことは、明らかに、個人の尊厳をおとしめるものであり、その個人の尊厳を保障する93年憲法第21条に反する¹⁹⁾。

このように、ロシア憲法裁判所は、ロシア最高裁判所幹部会の決定の監督審手続による再審を制限する旧刑訴法第371条第2項第5号および第374条第3項の規定の憲法適合性については、「誤判を正すその他の手続上の手段を利用する機会を排除していない限りにおいて」、これらは93年憲法に反しないとした。これに対し、「あらたに発見された事実」にもとづく再審の開始事由を定める旧刑訴法第384条第2項、とくにその第4号の規定の憲法適合性については、これが「刑事事件の再審の開始事由の範囲を『判決または決定をした時に裁判所に知られていなかった』事実だけに限定し、その結果、監督審手続による再審の機会を利用し尽くしたとき、人間および市民の権利および自由を侵害する誤判を正す妨げとなる」ため、93年憲法第21条第1項、第46条等に違反するとしたのである²⁰⁾。

この判決は、ソ連解体によるソ連検事総長等の連邦の国家機関の消滅とあいまって、合憲限定解釈であり、ロシアの最終の監督審であるロシア最高裁判所幹部会の決定についての不服申立てを認めない旧刑訴法の当該規定を合憲とすることによって、ソ連時代の際限のない監督審裁判

19) См. : Там же. С. 6-8.

20) См. : Там же. С. 10-11.

の反復性に基本的に終止符を打った。この判決の意義は、まさにこの点にあり、新刑訴法にも生かされていくが、もちろん、これで監督審裁判の反復性の問題がすべて解決されたというわけではない。後にヨーロッパ人権裁判所がこの問題を取り上げ、ロシアに重要な課題として提起する法的安定性の原則の確立についての問題意識は、次の点から見ても、この時点でのロシア憲法裁判所の裁判官の間では希薄であったと言える。

刑訴法学者ア・ラーリンが指摘したように、この判決は、ロシア最高裁判所幹部会の誤判を正す新しい方法を提案するものでもあった。すなわち、上記のように違憲とした旧刑訴法第 384 条第 2 項第 4 号の規定に定める「裁判をした時点で裁判所に知られていないその他の事実」のほかに、「裁判の不正」も同規定に定める「あらたに発見された事実」にもとづく再審の開始事由とすることにより、最終の監督審であるロシア最高裁判所幹部会の誤った決定の再審理を可能にしようとするものであった。ラーリンは、このような「実利的な目的」を追い求めるロシア憲法裁判所のこの判決を厳しく批判したのである²¹⁾。

(2) 確定裁判の不利益変更の問題

ここでは、まず、モスクワ州裁判所の裁判官の質問にもとづく旧刑訴法第 378 条第 1 項第 2 号、第 379 条第 2 項および第 380 条第 3 項の規定の憲法適合性審査に関する事件のロシア憲法裁判所決定（1997 年 7 月 3 日付）²²⁾を取り上げる。それは、この決定が、その決定理由の中で、旧刑訴法第 373 条および第 380 条第 3 項が認める不利益再審にはじめて疑問を投げかけたからである²³⁾。

21) См. : А. Ларин. Решение Конституционного Суда РФ заводит в тупик // Российская юстиция. 1997. № 10. С. 39.

22) Определение Конституционного Суда Российской Федерации об отказе в принятии к рассмотрению запроса судьи Московского областного суда Н. В. Григорьевой // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 1997. № 5. С. 31-33.

23) См. : Комментарий к Конституции Российской Федерации / под общ. ред. В. Д. Карповича. 2-е изд., доп. и перераб. М., 2002. С. 354. このロシア憲法裁判所の決定は、一事不再理の原則を定める 93 年憲法第 50 条第 1 項の規定とともに、連邦議会が後に監督審手続による不利益再審の絶対禁止の規定を新刑訴法に定める際に、おそらくその根拠とされたということが言われている (Т. Шинелёва.

決定文によると、監督審であるロシア最高裁判所幹部会は、モスクワ州裁判所における故意殺人事件に関する陪審裁判での無罪判決が破棄審（ロシア最高裁判所破棄部）により支持されて確定した後、ロシア次長検事から再審の申立てを受けた。ロシア最高裁判所幹部会は、この申立てを受理して審理した結果、旧刑法第378条第1項第2号、第379条第2項および第380条第3項にもとづいてその確定判決を破棄し、事件を第一審裁判所であるモスクワ州裁判所に差し戻した。ところが、この事件の担当裁判官エヌ・ヴェ・グリゴリーエヴァは、旧刑法の当該規定は93年憲法第50条第1項（「何人も、同一の犯罪で、重ねて有罪判決を言い渡されることはない。」）および市民のおよび政治的権利に関する国際規約²⁴⁾（いわゆる国際自由権規約）第14条第7項（「何人も、それぞれの国の法律及び刑事手続に従って既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されることはない。」）に規定する一事不再理の原則に反するとの考えから、その憲法適合性の審査をロシア憲法裁判所に申し立てた²⁵⁾。

ロシア憲法裁判所は、まず、国際自由権規約第14条第7項に規定する一事不再理の原則の例外、すなわち確定裁判の再審について、「新しい事実またはあらたに発見された事実、例えば、違法な有罪判決の言渡しをもたらした誤判のあったことを示す新しい事実」によりそれが必要とされるときに限り、認められるものであり、この「命題」は、1996年2月2日付のロシア憲法裁判所判決において具体化されているとして、次のように述べる。この判決からは、確定判決、すなわち最終判決に誤判があり、不当に有罪判決を受けた市民の権利の司法的救済を保障するために、その再審が不可欠であるとき（傍点－引用者）は、「何人も、事件について公正な裁判を受けることを拒否されない」ということになり、「ほかの場合」（傍点－引用者）には、「裁判所の最終判決は、

Безусловный запрет поворота к худшему ущемляет права потерпевших // Законность. 2004. № 7. С. 43)。

24) 市民のおよび政治的権利に関する国際規約の邦訳については、松井芳郎・薬師寺公夫・坂元茂樹・小畑郁・徳川信治編『国際人権条約・宣言集』（東信堂、第3版、2005年）に収められているものに依った。

25) См. : Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 1997. № 5. С. 31-32.

再審の対象とすべきではない。」²⁶⁾ これは、ロシア憲法裁判所が確定裁判の不利益変更の禁止を主張し、それによって旧刑訴法第 373 条および第 380 条第 3 項の規定を間接的に否定したものと言えよう。

このように国際自由権規約第 14 条に規定する一事不再理の原則の例外について述べた後、ロシア憲法裁判所は、旧刑訴法の諸規定は、93 年憲法に反しない限りにおいて、適用すべきであり、同時に、93 年憲法第 15 条第 4 項（「国際法の一般に認められた原則および規範ならびにロシア連邦の国際条約は、ロシア連邦の法システムの構成部分とする。ロシア連邦の国際条約に法律の規定と異なるものがあるときは、国際条約の規定を適用する。」）により、具体的な事件の審理の際に、旧刑訴法の当該規定が国際自由権規約第 14 条の規定と異なることが明らかとなったときは、後者の規定を適用すべきであるとする。そして、「陪審員の無罪評決」にもとづいて「裁判所が言い渡した〔無罪〕判決の再審」が問題となるときは、その再審の手続についての特則が旧刑訴法になく、「刑事訴訟手続の別の形態のための規定」がこれに適用されているため、なおさら旧刑訴法の当該規定を国際自由権規約第 14 条と引照しなければならぬと主張するのである。しかし、ロシア憲法裁判所は、ここで、「立法者」に代わって「法的規制の空白を埋めること」はできず、また「国内法と国際法との不一致が明らかとなったとき、具体的な事件で国際法を適用すべきかどうかの問題を解決すること」もできないと言う。前者は、連邦議会の専権事項であり、後者は、通常裁判所の管轄事項であるからである²⁷⁾。

以上の理由から、ロシア憲法裁判所は、憲法裁判所法第 43 条第 1 項第 1 号にしたがって、モスクワ州裁判所の裁判官の申立てそのものは棄却した²⁸⁾が、決定理由における確定裁判の不利益変更の禁止の主張²⁹⁾は、

26) См. : Там же. С. 32.

27) См. : Там же. С. 32-33.

28) См. : Там же. С. 33.

29) 確定裁判の不利益変更禁止のこの主張は、ロシア憲法裁判所の「法的見解」（狭義の判例と解しうるもの）として、次のロシア憲法裁判所決定（2001 年 2 月 8 日言渡し）で援用されている。Определение Конституционного Суда Российской Федерации об отказе в принятии к рассмотрению жалобы гражданина Петрова Александра Петровича на нарушение его конституционных прав положениями статей 371 и 380 УПК РСФСР, а также статьи 36 Федерального закона “О прокуратуре Российской Федерации”// Вестник Конституционного Суда

2001年12月に公布された新刑訴法で規範化されることになる。

しかし、問題は、それほど単純ではない。それは、同じロシア憲法裁判所が、監督審手続による不利益再審の絶対禁止を定めた新刑訴法第405条（2002年7月1日施行）がすでに施行された後に、旧刑訴法第342条、第371条、第373条、第378条、第379条、第380条および第382条、旧刑法第41条ならびにロシア検察庁法第36条の憲法適合性審査に関する事件の判決（2002年7月17日言渡し）³⁰⁾で、上記の決定等を援用しながらも、確定裁判の不利益変更を例外的に認めたからである。

本件では、憲法適合性の審査対象は二つあったが、ここでは、確定裁判の不利益変更の問題に関するところだけを取り上げることにする。判決文によると、申立人らは、それぞれの無罪を言い渡した確定判決（確定判決のうち一部無罪とした部分を含む。）の監督審による再審理・取消しを認める旧刑訴法およびロシア検察庁法の当該規定は93年憲法の一連の規定に反するとして、その憲法適合性審査を申し立てた。また、モスクワ州ポドリスク市裁判所は、同一事件でその無罪判決が二度にわたって監督審裁判所により取り消され、その取消しを認める旧刑訴法第380条第3項の規定は一事不再理の原則を定める93年憲法第50条第1項の規定に反するとの考えから、その憲法適合性の審査をロシア憲法裁判所に申し立てた。ロシア憲法裁判所は、これらの申立てを受けて、「規範的に一体のもの」とする旧刑訴法第342条第1号および第2号、第371条第1項および第2項第1号、第378条第1項第2号、第379条第1項ならびに第380条第3項の規定ならびにロシア検察庁法第36条第1号および第2号の規定のうち、検察官の申立てにもとづいて、「捜査取調べもしくは公判廷での取調べが一面的もしくは不十分であること、または裁判所の結論が事件の実際の状況に一致しないこと」を理由に、確定した無罪判決を監督審手続により再審理して取り消すことを認めてい

Российской Федерации. 2001. № 4. С. 19-22.

30) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности отдельных положений статей 342, 371, 373, 378, 379, 380 и 382 Уголовно-процессуального кодекса РСФСР, статьи 41 Уголовного кодекса РСФСР и статьи 36 Федерального закона "О прокуратуре Российской Федерации" в связи с запросом Подольского городского суда Московской области и жалобами ряда граждан // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2002. № 6. С. 16-28.

る部分だけを憲法適合性審査の対象とした³¹⁾。

ロシア憲法裁判所は、まず、93年憲法第2条、第15条、第17条、第18条、第45条および第46条、ヨーロッパ人権条約第6条およびその第7議定書第3条ならびに国際自由権規約第14条第6項にしたがって、「何か新しい事実またはあらたに発見された事実により誤判のあったことが議論の余地のないほど立証されたときは、裁判は見直されなければならない」として、旧刑法における「不正な裁判の再審理の手続 (процедуры пересмотра неправосудных решений)」、すなわち、確定していない裁判を再審理する破棄審の手続、これに対し確定した裁判を再審理する監督審の手続および新しい事実またはあらたに発見された事実にもとづく再審の手続をあげ、とくに旧刑事監督審制度について説明をする。その中で、ロシア憲法裁判所は、旧刑法では、監督審による確定裁判の再審理と破棄審による第一審判決の再審理との「原則的な違い」(傍点-引用者)が考慮されていないため、監督審での確定裁判の取消または変更の事由が破棄審での第一審判決の取消または変更の事由と同じであるとして、旧刑事監督審制度の問題点を指摘した後、次のように述べる。判決文によると、93年憲法第50条第1項、国際自由権規約第14条第7項およびヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第1項に規定する一事不再理の原則は、「法一般における公正の原則 (общеправовой принцип справедливости)」の具体化であり、「法的安全 (правовая безопасность)」「法的安定性 (правовая стабильность)」の確保を目的としている。93年憲法等の上記の規定により、「最終判決を宣告された者を含む刑事法関係の当事者」の「法的処遇の恣意的な変更」は不可能であり、「確定判決の再審理にあたっては、有罪の確定判決を受けた者(無罪の確定判決を受けた者)の地位を悪化させることは、原則として、許されない」(傍点-引用者)。^{[すでに検討した] 1997年7月3日付と2001年2月8日付の二つの決定で述べられているロシア憲法裁判所の確定裁判の不利益変更の禁止についての「法的見解」も、これにもとづいているのである³²⁾。}

このように確定裁判の不利益変更を絶対禁止ではなく、原則禁止とす

31) См. : Там же. С. 17-20.

32) См. : Там же. С. 20-24.

るならば、当然、その例外が認められることになる。ロシア憲法裁判所は、確定裁判の再審理の法的根拠として、ヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第2項（再審）および93年憲法第55条第3項（権利および自由の制限事由）の規定をあげ、とくに確定裁判の不利益変更の禁止の例外について、次のように述べる。判決文によると、その例外は、「誤判を正さなければ、有罪の確定判決を受けた者および被害者の権利および法益など憲法上保護される価値の必要なバランスが崩れ、裁判の本質そのもの、裁判行為（акт правосудия）としての判決の意味が歪められるとき」に限り、「非常手段（крайняя мера）」として許される。そして、「連邦の立法者〔連邦議会〕」は、確定裁判の取消事由を定めるとき、「司法権の決定」であって、「すでに確定し、したがって、人の有罪性および刑罰の問題を最終的に解決した」（傍点－引用者）ものが問題となるということを考慮しながら、「裁判所による法律の恣意的な適用」を排除するために、93年憲法およびヨーロッパ人権条約の当該規定にもとづいて、確定裁判の取消しの「明白な理由（безусловные основания）」を「十分な明確さ、正確さ、そして明瞭さ」をもって定めなければならない。無罪判決の取消しが問題となるならば、なおさらである³³⁾。

このように、確定裁判の取消事由を厳しく限定する必要性を強調するロシア憲法裁判所にとっては、とくに不利益変更となる確定裁判の取消しの事由は、さらに限定されたものにならざるをえない。ロシア憲法裁判所は、このような「法的見解」にしたがって、憲法適合性審査の対象となった旧刑訴法およびロシア検察庁法の当該規定のうち、検察官の申立てにもとづいて、「捜査取調べもしくは公判廷での取調べが一面的もしくは不十分であること、または、ヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第2項に規定する基準にあてはまる違反が以前の審理の時になかった場合において、裁判所の結論が事件の実際の状況に一致しないこと」を理由に、確定した無罪判決を監督審手続により再審理して取り消すことを認めている部分は93年憲法の一連の規定に反すると認定した³⁴⁾が、確定した無罪判決の監督審手続による再審理・取消しそのものを否定したわけではない。問題は、あくまでもその再審理・取消しの理由である。

33) См. : Там же. С. 24-25.

34) См. : Там же. С. 26-28.

以上のように、この判決は、旧刑訴法の規定の憲法適合性審査に関する事件のものであるとは言え、監督審手続による確定裁判の不利益変更をいっさい認めない新刑訴法第 405 条が施行された後に言い渡され、しかも、連邦議会に対し、監督審手続による確定裁判の不利益変更を例外的に認めるように新刑訴法第 405 条の改正を求めるかのような内容となっている。この判決理由は、後に検討するように、新刑訴法第 405 条の規定の憲法適合性が争われた事件の判決（2005 年 5 月 11 日言渡し）の中で、ロシア憲法裁判所の「法の見解」として援用されることになる。

(3) 監督審手続における元被告人等の手続保障の問題

ここでは、市民らの憲法不服申立てにもとづく旧刑訴法第 377 条第 3 項、第 4 項および第 5 項の規定の憲法適合性審査に関する事件のロシア憲法裁判所判決（2000 年 2 月 14 日言渡し）³⁵⁾ を取り上げる。

旧民訴法に定める監督審制度と同じように、旧刑訴法に定めるそれも、裁判統制の制度であったため、刑事事件の監督審裁判も、一般に、元被告人をはじめとする当時の訴訟関係人の知らない間に行われていた。本件でも、監督審裁判所による確定裁判（確定した有罪判決および無罪判決、訴訟手続打ち切りの決定）の取消しにより不利益変更を受けた市民らは、それぞれの監督審手続において、検察官による監督審への再審の申立て、その開廷の日時および場所ならびに監督審の決定についていっさい知らされなかった。そこで、彼らは、当事者欠席のまま審理する権限および訴訟関係人に検察官の申立て等を通知するかどうかの裁量権を監督審裁判所にあたえている旧刑訴法第 377 条第 3 項は、「司法的救済および専門的な法的援助を受ける憲法上の権利〔93 年憲法第 46 条第 1 項および第 48 条〕ならびに法律で禁止されていないあらゆる方法により自分の権利および自由の保護を受ける憲法上の権利〔第 45 条第 2 項〕の実現を妨げ、「法律および裁判所の前での平等の原則〔第 19 条第 1 項〕、

35) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности положений частей третьей, четвертой и пятой статьи 377 Уголовно-процессуального кодекса РСФСР с связи с жалобами граждан А. Б. Аулова, А. Б. Дубровской, А. Я. Карпинченко, А. И. Меркулова, Р. Р. Мустафина и А. А. Стубайло // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2000. № 3. С. 3-12.

裁判所における刑事事件の欠席裁判の禁止の原則〔第123条第2項〕ならびに裁判手続における当事者主義および当事者対等の原則〔第123条第3項〕を侵害するものであり、93年憲法の当該規定に違反するとして、その憲法適合性審査をロシア憲法裁判所に申し立てたのである。ロシア憲法裁判所は、これらの不服申立てを受理し、申立ての対象が同一であったため、一つの手続に併合して審理を進めていった³⁶⁾。

ロシア憲法裁判所は、まず、刑事訴訟手続の基本的課題の一つの実現、すなわち、「犯罪を実行した者すべてが公正な処罰を受けるようにし、一人といえども無実の者が刑事責任を問われ、有罪判決を受けることがないようにするために、法律の正しい適用を保障すること」（旧刑訴法第2条第1項）を目的とした監督審裁判所および破棄審裁判所の権限はかなり一致しているが、この二つの裁判所における「有罪判決を受けた者、無罪判決を受けた者その他の訴訟関係人の権利の範囲」は「本質的に異なる」（傍点-引用者）として、次のように述べる。判決文によると、破棄審裁判所とは異なり、監督審裁判所は、「現行法」にしたがって、「法廷に呼び出された者だけ」（傍点-引用者）に再審の申立書を閲覧する機会を保障しているのであり、「有罪の確定判決を受けた者、無罪の確定判決を受けた者その他の訴訟関係人」には、再審の申立てについて何も知らされず、その申立てに対する反論をする機会もあたえられていない。しかも、旧刑訴法第377条の意味からすると、監督審手続への検察官の参加が義務であるのに対し、「有罪の確定判決を受けた者、無罪の確定判決を受けた者およびその弁護人」が公判廷で釈明をすることができるのは、監督審裁判所が裁量権にもとづいてその必要性を認めた場合だけである。このように、監督審裁判所は、旧刑訴法第377条第3項の規定により、「有罪の確定判決を受けた者、無罪の確定判決を受けた者およびその弁護人」に監督審手続の開始、再審の申立ての理由ならびに開廷

36) См. : Там же. С. 4-6. なお、本件では、刑事事件の加害者および加害者とされた者だけでなく、殺人事件の被害者の母親（旧刑訴法第53条第4項により被害者の権利を承継）も、旧刑訴法第377条第3項、第4項および第5項の規定により、当該事件の監督審裁判の実施について何も知らされず、その結果、その監督審裁判に参加することができなかつたなどとして、旧刑訴法の当該規定の憲法適合性審査をロシア憲法裁判所に申し立てた。彼女が憲法適合性審査を求めた旧刑訴法第377条第4項および第5項については、ロシア憲法裁判所は、合憲判断を下した。

の日時および場所を知らせずに、裁判をすることができるのである³⁷⁾。

このように述べた後、ロシア憲法裁判所は、「監督審裁判所が「釈明のために呼び出す必要があると判断した者」には、その「自由裁量にもとづいて公判廷に呼び出されない者」と比較すると、「本質的により多くの訴訟上の権利」があたえられており、これは、「法律および裁判所の前での平等の原則（93年憲法第19条第1項）からの逸脱」であり、また「司法的救済を受ける憲法上の権利（93年憲法第46条第1項）の制限」となるとしたのである³⁸⁾。

次に、ロシア憲法裁判所は、裁判により司法的救済を受ける権利を完全に実現し、実効的な復権を確保するためには、「当事者主義および当事者対等にもとづく裁判手続の実施についての規定」（93年憲法第123条第3項）がその保証の一つとなるとして、この「当事者主義および当事者対等の原則」について、次のように述べる。判決文によると、この原則は、「刑事訴訟手続のすべての段階」におよぶものである。「監督審における当事者の訴訟上の権利の範囲」は、この段階の「具体的な目的および特殊性」により、事件の実体審理をする第一審裁判所における当事者のそれよりも狭いことがありえる。しかし、「立法者」は、この権利を決めるとき、「当事者主義および当事者対等にもとづく裁判手続の実施についての憲法上の要請」を考慮しなければならない。これは、「監督審の段階を含む刑事訴訟のさまざまな段階において、検察官と被告人（有罪判決を受けた者、無罪判決を受けた者）がそれぞれ平等な訴訟上の権利をもたなければならない」ということを意味する。旧刑法第377条は、この「憲法上の要請」に反し、監督審の段階において一方の当事者である検察官を他方当事者に比して「優位な地位」に置いている。これは、申立人らの事件が監督審で審理された時と同じように、「有罪の確定判決を受けた者または無罪の確定判決を受けた者の地位の悪化をもたらす理由」にもとづいて確定判決を取り消すことが監督審への再審の申立ての中で提起されている場合には、なおさら許されないことである³⁹⁾。

37) См. : Там же. С. 8.

38) См. : Там же.

39) См. : Там же. С. 9-10.

以上の理由から、ロシア憲法裁判所は、旧刑訴法第 377 条第 3 項の規定について、この規定により、監督審裁判所が、「有罪の確定判決を受けた者、無罪の確定判決を受けた者またはその弁護人」に対し、彼ら（彼女ら）の「地位の悪化をもたらす理由にもとづく確定裁判の取消しの問題」が提起された再審の申立書を閲覧させず、開廷の日時および場所を通知せず、また「申立ての理由について自分の見解を裁判所に知らせる権利」を保障せず、事件を審理することができる限りにおいて、93 年憲法第 19 条第 1 項（法律および裁判所の前での平等）、第 46 条第 1 項（権利および自由の司法的救済の保障）および第 123 条第 3 項（当事者主義および当事者対等の原則）の規定に反すると認定したのである⁴⁰⁾。この適用違憲による違憲判断は、新刑訴法第 407 条で規範化されることになる。

3 新刑事訴訟法典における監督審制度

ここでは、おもに監督審制度を対象にしながら、新刑訴法の制定過程を概観し、その後、旧刑訴法における監督審制度との違いをはっきりさせるために、同じように、監督審への再審の申立権者、申立事由、申立期間等の順に新刑訴法における監督審制度の内容を検討することにした。

(1) 新刑事訴訟法典の制定

新刑訴法の制定が公式に提起されたのは、1991 年 10 月の当時のロシア最高ソビエトの「司法改革の基本構想について」の決定においてであると思われる。ロシア最高ソビエトは、その決定において、エリツィン大統領（当時）がロシア最高ソビエトに提出した「ロシアの司法改革の基本構想」を承認したが、その「基本構想」は、刑事訴訟手続について、次のような改革を提言していた。(1)陪審制度の導入、(2)違法行為の種類

40) См. : Там же. С. 12. なお、旧民訴法第 325 条第 1 項の規定も、旧刑訴法第 377 条第 3 項の規定と同じ問題点をもっていた。ロシア憲法裁判所は、この規定について、1999 年 4 月 14 日に言い渡した判決で、同じ適用違憲の手法により違憲判断を下した。この判決については、杉浦・前掲注 (6) 402-404 頁を参照。

等にもとづく刑事訴訟手続の細分化、(3)起訴前手続の適法性および妥当性に対する司法的コントロールの確立、(4)起訴前段階および公判段階における当事者主義の原則の全面的な発展、(5)裁判からの糾問的特色の一掃、(6)証拠の許容性の基準の厳格化と許容されない資料の徹底的な排除、(7)証拠の収集および提出に関する当事者の権利の拡大。これらの提言の多くは、ソ連時代の刑事司法に対する深刻な反省にもとづいて、刑事訴訟手続における被疑者・被告人の権利を保障し、そしてその保障を強化することを目的としていた。ロシア最高ソビエトは、この決定の採択後、旧刑訴法の一部改正という方法により、勾留に対する司法的コントロールの確立（1992年5月26日付の一部改正）、単独制の拡大（同年5月29日付の一部改正）、陪審制度の導入（1993年7月16日付の一部改正）など、刑事訴訟手続の改革を進めていった⁴¹⁾。93年憲法の制定によりロシア最高ソビエトから立法権を受け継いだ連邦議会も、同じように、旧刑訴法の一部改正により刑事訴訟手続の改革を進めていくことになる。

同時に、新刑訴法案の作成作業も複数の機関において進められていった。ロシア大統領国家法制局（Государственно-правовое управление）に設置されたその作業グループは、1994年8月に、まず新刑訴法案の総則の部分⁴²⁾だけを公表した。この作業グループには、法学者だけが参加し、ロシア最高裁判所、ロシア最高検察庁、内務省、連邦保安庁および司法省に属する法律実務家は参加していなかった。そこで、「彼らの参加なしの草案作成作業が失敗することは必至であった⁴³⁾」と言われてい

41) 杉浦・前掲注(9)20頁を参照。なお、エリツィン大統領（当時）がロシア最高ソビエトに提出した「ロシアの司法改革の基本構想」は、改革後の法令には「裁判所の訴追的役割のすべての残痕（все рудименты обвинительной роли суда）」はあってはならないとして、上級裁判所の長の次の権限をその残痕の一つとしてあげている。「不当な〔一部〕無罪判決、より重大でない犯罪に関する法律の適用または科せられた刑罰の過度の寛大さを理由として、有罪の確定判決を受けた者の利益に反する申立てを〔監督審に〕する権限」（Концепция судебной реформы в Российской Федерации / сост. С. А. Пашин. М., 1992. С. 85）。これは、別の角度から見れば、部分的であるにせよ、旧刑訴法が認めていた確定裁判の不利益変更を否定したものと見えよう。

42) Проект УПК РФ. Общая часть // Российская юстиция. 1994. № 9. С. 2-92.

43) П. В. Крашенинников, Е. Б. Мизулина. Как создавался УПК РФ // Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С.35. なお、公

るが、それはともかくも、この作業は挫折する。

他方、司法省においても新刑訴法案の作成作業が進められ、その一部（「第一部 総則」）が同じ『ロシア司法』誌の1994年11月号に掲載された⁴⁴⁾。この新刑訴法案がその後どのように取り扱われたのかは明らかでないが、今日、司法省の作業グループが作成したいずれかの成案が、1997年4月10日に連邦議会の衆議院（Государственная Дума）の法令・司法制度改革委員会により本会議に上程された新刑訴法案であったということが明らかにされている⁴⁵⁾。この新刑訴法案は、1997年6月6日、衆議院の第一読会で採択されることになる⁴⁶⁾。しかし、この新刑訴法案は、多くの法律専門家により、「多くの点で、現行のロシア刑法〔旧刑法〕の規定を写し取ったものであり、ロシア連邦憲法〔93年憲法〕、国際法の一般に認められた原則および規範ならびにロシア連邦の国際条約に反する」と批判された⁴⁷⁾。また、エリツィン大統領（当時）からは、

表された新刑訴法案の総則に対して、その作業グループに参加していた刑法学者イ・エリ・ペトゥルーヒンは、大統領直轄の特別検察官制度の創設等の規定をあげながら、「誰かが教授・博士の名を借りて、〔新刑訴法案の〕テキストを『校閲し』、作成者たちの基本理念（концепция）を跡形もなく消し去った」と記し、公表された新刑訴法案は憲法上の諸原則に反すると批判したのである（Игорь Петрухин. О проекте Уголовно-процессуального кодекса России // Независимая газета. 15 октября 1994）。これを前提として言えば、公表された新刑訴法案の総則は、ロシア大統領国家法制局の官僚により改ざんされ、ペトゥルーヒンらは、その官僚に利用されたということになる。当の新刑訴法案の作成者の一人であるペトゥルーヒンのこの痛烈な批判は、彼らによる新刑訴法案の作成作業の中止の一因となったと思われる。

44) Проект УПК РФ. Первая часть. Общие положения // Российская юстиция. 1994. № 11. С. 35-63.

45) См. : П. В. Крашенинников, Е. Б. Мизулина. Указ соч. С. 36.

46) См. : Там же. 衆議院第一読会で採択された新刑訴法案は、このクラシェニニコフとミズーリナ的共同論文が収められている以下の文献の資料編に収録されている。Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С. 337-540.

47) См. : П. В. Крашенинников, Е. Б. Мизулина. Указ соч. С. 36. 批判をした法律専門家の中には、新刑訴法案の作成のため、衆議院の法令・司法制度改革委員会が設置した作業グループの一員でもあった刑法学者ア・ラーリンがいた（А. Ларин. О принципах уголовного процесса и гарантиях прав личности в проекте УПК-1997 // Российская юстиция. 1997. № 9. С. 9-11）が、これは、その作業グループの中の多数派であったロシア最高裁判所、ロシア最高検察庁、司法省、内務省等に属する法律実務家、すなわち各所属機関の利益を代表する法律実務家の間では、93年憲法に定める刑事司法の原則から問題を論じるラーリンのような学者の意見は影響力をもちえないことを示しているのであろうか。

同じような内容の批判とともに、ロシアのイニシアチブにより採択された独立国家共同体のモデル刑事訴訟法典（1996年2月17日採択）がその新刑訴法案の作成の際に「完全に無視された」という批判も出された⁴⁸⁾。例えば、この新刑訴法案に定める監督審制度（第462条から第474条まで）も、旧刑訴法に定めるそれと基本的に同じものであったのである。

このように、衆議院の第一読会で採択された新刑訴法案は、旧刑訴法と基本的に変わらず、93年憲法等に違反するものであったため、その後、抜本的に修正されることになった。衆議院の法令委員会は、2000年11月20日、あらたな新刑訴法案の作成のため、関係官庁（ロシア最高裁判所を含む。）の代表各1名と官庁の利害にとらわれない大学の「著名な学者」からなる作業グループ（責任者イェ・ベ・ミズーリナ）を設置した。他方、ロシア大統領となったヴェ・ヴェ・プーチン（2000年5月7日就任）は、2000年11月28日に、裁判制度に関する法令の改善のための作業グループ（責任者デ・エヌ・コーザク）を設置し、さらに、その作業グループの中に刑訴法の改善に関するサブグループも設けた⁴⁹⁾。その後、この二つの作業グループは、連携を密にしなが（イ・エリ・ペトゥルーヒンのように、両方に参加していた者もいた）、あらたな新刑訴法案の作成作業を進めていくが、その主導権を握っていたのは、プーチン大統領が設置した作業グループであると思われる。それはともかくも、2001年6月4日、プーチン大統領が衆議院に提出した「衆議院第一読会で採択されたロシア連邦刑事訴訟法典案の修正⁵⁰⁾」は、そ

48) См. : Проект Уголовно-процессуального кодекса РФ : за и против // Российская юстиция. 1997. № 8. С. 16. 独立国家共同体のモデル刑事訴訟法典については、次の URL を参照。http : //www.icrc.org/rus/resources/documents/misc/ihl-nat-2.htm なお、このモデル刑事訴訟法典に定める監督審制度（第499条から第520条まで）は、ロシアの旧刑訴法における監督審制度の裁判統制制度としての性格を克服している。

49) См. : П. В. Крашенинников, Е. Б. Мизулина. Указ соч. С. 37-38.

50) Поправки к проекту Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации, принятому Государственной Думой в первом чтении, внесенные Президентом РФ 4 июня 2001 г. // Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С. 749-772. 「修正」は、監督審制度（第462条から第472条まで）を抜本的に改革し、その裁判統制制度としての性格を基本的に払拭した

の作業グループにより大統領に提出された「刑事訴訟手続の改善に関する提案⁵¹⁾」にもとづいて作成され、2001年6月20日に衆議院の第二読会で採択された新刑訴法案⁵²⁾の性格および内容を基本的に決めることになった。例えば、第二読会で採択された新刑訴法案の監督審制度（第402条から第412条まで）は、いくつかの問題点を残しながらも、裁判統制制度としての性格を基本的に喪失するにいたったと言えよう。

このようにプーチン大統領が上記の「修正」を衆議院に提出したことにより、大統領の「刑事訴訟改革の原則的な問題に関する法的見解」が明らかにされたが、これは、衆議院第二読会での新刑訴法案の採択にあたり、「議員の大多数の態度に決定的な影響」をおよぼし、さらに、第三読会でのその採択にあたって、同じく議員の大部分に「決定的な影響」をあたえたと言われている⁵³⁾。2001年11月22日に衆議院を通過したこの新刑訴法⁵⁴⁾に定める監督審制度の規定（第402条から第412条まで）は、字句の一部修正や規定の一部追加があったが、第二読会で採択された新刑訴法案におけるそれとほぼ同じである。新刑訴法は、その施

と言えよう。それなのに、この「修正」に対し、ロシア最高裁判所は、2001年6月18日に、監督審制度の規定等の修正を内容とする修正案を提出し、監督審制度については、衆議院第一読会で採択された新刑訴法案の文案（旧刑事監督審制度の規定とほぼ同じである。）にもどすことを求めたのである（Постановление № 6 Пленума Верховного Суда Российской Федерации от 18 июня 2001 г. «О внесении в Государственную Думу Федерального Собрания Российской Федерации поправок к проекту Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации» (http://www.supcourt.ru/print_page.php?id=1126))。しかし、この修正案は取り上げられず、「修正」における監督審制度の規定が、字句の一部修正等を受けながらも、第二読会で採択された新刑訴法案にほぼそのまま取り入れられた。

51) См. : Сводная таблица предложений по совершенствованию уголовного судопроизводства, подготовленных Рабочей группой Д. Н. Козака, с которыми согласился Президент РФ В. В. Путин // Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С.743-748.

52) Уголовно-процессуальный кодекс Российской Федерации (принят во втором чтении 20 июня 2001 г.) // Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С. 540-740.

53) См. : П. В. Крашенинников, Е. Б. Мизулина. Указ соч. С. 38-39.

54) Собрание законодательства Российской Федерации. 2001. № 52. Ст. 4921.

行法に別段の定めがない限り、翌 2002 年 7 月 1 日から施行されたが、監督審制度の規定は、第 405 条（監督審手続による不利益再審の禁止）以外は、2003 年 1 月 1 日から施行された⁵⁵⁾。そこで、次に、新刑訴法における監督審制度を見ることにする。

(2) 新しい刑事監督審制度の内容

新しい監督審制度の内容を検討する前に、まずその任務または存在根拠を見ておくことにしたい。

新刑訴法は、第 6 条第 1 項で、刑事訴訟手続全体の「使命（назначение）」を定めている。それは、第一に、「犯罪で被害を受けた者および団体の権利および法益の保護」（第 1 号）であり、第二に、「違法かつ不当な訴追、有罪判決の言渡しならびに権利および自由の制限からの個人の保護」（第 2 号）である。これに対して、旧刑訴法は、第 2 条第 1 項で、「犯罪の迅速かつ完全な摘発」「犯罪人の検挙」、そして「犯罪を実行した者すべてが公正な処罰を受けるようにし、一人といえども無実の者が刑事責任を問われ、有罪判決を受けることがないようにするために、法律の正しい適用を保障すること」を刑事訴訟手続の任務としていた。ここでは、刑事訴訟手続における個人、その権利および自由の保護ではなく、あくまでも犯罪とのたたかひがその基底にあった。

このような刑事訴訟手続の任務の転換をもたらしたのは、言うまでもなく、体制転換にともなう 93 年憲法の制定である。とくに、憲法体制の原則の一つとして、「人間ならびにその権利および自由は、最高の価値である。人間および市民の権利および自由の承認、遵守および保護は、国家の義務とする。」（傍点－引用者）と定めた第 2 条の規定、そして自然権論をその基底に置いている第 2 章「人間および市民の権利および自由」の規定（第 17 条から第 64 条まで）が 93 年憲法に取り入れられたことである⁵⁶⁾。新しい監督審制度の任務または存在根拠は、この新

55) См. : Собрание законодательства Российской Федерации. 2001. № 52. Ст. 4924.

56) ロシアでは、ソ連解体直前の 1991 年 11 月 22 日に、自然権論にもとづく「人間および市民の権利および自由の宣言」（Ведомости Съезда народных депутатов РСФСР и Верховного Совета РСФСР. 1991. № 52. Ст. 1865）が採択された。このいわゆる人権宣言は、1992 年 4 月 21 日の旧ロシア憲法（1978 年 4 月 12 日制定）の一部改正の時に、同憲法にはほぼそのまま取り入れられた。93 年憲法の第 2 章「人間および市民の権利および自由」の規定（第 17 条から第

しい刑事訴訟手続全体の「使命」によって規定されることになる。刑訴法学者イ・エス・ディカリョーフによると、新刑訴法に定める監督審制度の使命は、「公正、比例および法的安全の原則」にもとづいて「憲法的価値、何よりもまず、人間および市民の権利および自由の実効的な保護」を保障するため、より具体的に言えば、「刑事訴訟の関係人その他の利害関係人の権利および法益」を保護するため、確定裁判の再審理により誤判を正すことである⁵⁷⁾。刑事監督審制度の改革は、これを基調として進められ、不十分な点を残しながらも、その裁判統制制度としての性格は、基本的に克服されていくことになる。

第一は、監督審への再審の申立権の主体の変更である。この変更の要因となったのは、次の二点である。その一つは、93年憲法が裁判を受ける権利（第47条第1項）および再審理を受ける権利（第50条第3項）を保障するとともに、当事者主義および当事者対等の原則（第123条）を明記したことである。もう一つは、1998年2月に、ロシアがヨーロッパ人権条約およびその議定書の批准に関する法律を制定し、個人申立制度およびヨーロッパ人権裁判所の管轄権の受諾を宣言したことである。ここでは、とくに「公正な裁判を受ける権利」を保障するヨーロッパ人権条約第6条第1項の規定と一事不再理の原則および再審の権利を保障する第7議定書第4条第1項および第2項の規定が、93年憲法第15条第4項の規定を介して、国内法システムの構成部分になるということが重要である。これらにより訴訟構造が従来の職権主義的なものから当事者主義的なものへと転換し、そのような中で、監督審制度も、とくに申立権の主体の点において大きく変わることになる。

新刑訴法では、確定裁判についての監督審への再審の申立権は、訴訟当事者等の訴訟関係人であった者、すなわち有罪の確定判決を受けた者、無罪の確定判決を受けた者、その弁護人または法定代理人、犯罪被害者およびその代理人（これらの者の申立てを「監督審への不服申立て

64条まで）は、この流れの延長線上に位置づけられるが、問題となるのは、これらの権利および自由の担い手である個人一人ひとりの人権観念をはじめとする法意識、さらには、その規定の運用主体のそれであり、そのあり様により、ロシアにおける個人の権利および自由の保障の実態は大きく変わらうことになる。

57) См. : И. С. Дикарев. Проблемы теории и практики производства в суде надзорной инстанции по уголовным делам. М., 2011. С. 57-58.

(надзорная жалоба)』と呼ぶ。)、そして検察官(検察官の申立てを「監督審への提案(надзорное представление)』と呼ぶ。))にあたえられた(第402条)⁵⁸⁾。当事者主義を憲法上の原則とすれば、ロシア最高裁判所長官、同副長官、自治共和国最高裁判所長官、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の長にその申立権があたえられなかったのは、当然の結果である。ここに、新刑事監督審制度の裁判統制制度としての性格の基本的な喪失を見ることができよう。

しかし、あらたに設けられた監督審付審判手続を定める新刑訴法第406条は、2004年1月29日付のヨーロッパ人権裁判所のベルジェニシヴィーリ対ロシア事件に関する決定⁵⁹⁾で批判される権限をロシア最高裁判所長官等にあたえた。監督審への再審の申立ては、まず監督審裁判所により、申立てがなされた日から30昼夜以内に審理される。その担当裁判官は、申立ての理由が確定裁判における証拠によっては否定しえないとき、または確定裁判そのものの適法性および妥当性に疑いを抱いたときは、当該事件の一件記録を請求し、その送付を受けた後にその申立てを審理する。他方、一件記録を請求する必要がないときは、申立てに添付されている資料だけでその申立てを審理する。審理の結果、担当裁

58) この新刑訴法第402条は、2003年11月と2005年12月にそれぞれ制定された新刑訴法の一部改正法により改められ、監督審への再審の申立権者の範囲が拡大された。前者により、容疑者と被疑者・被告人に、後者により、付帯私訴の原告・被告とその代理人にあらたにその申立権があたえられた(Собрание законодательства Российской Федерации. 2003. № 50. Ст. 4847; 2006. № 3. Ст. 279)。この点について、イ・エス・ディカリョーフは、新刑訴法第402条はその申立権者を限定してあげているのではなく、例示的に列挙しているにすぎず、他の者(例えば、ロシア連邦人権全権代表(人権オンブズマンとも呼ばれている。))にもその申立権は認められていると主張するとともに、人権オンブズマン等については、第402条の規定に追加すべきであると提案する(*И. С. Дикарев. Указ. соч. С. 243-244*)。このように申立権者の範囲は拡大されているが、第405条で監督審手続による不利益再審の絶対禁止を定めている新刑訴法のもとで、検察側である検察官、犯罪被害者およびその代理人に監督審への再審の申立権が認められているのは、どのような理由からであろうか。検察官が公益の立場から監督審裁判所に確定裁判の利益再審を申立てるのにはありうることであり、実際に、旧刑訴法のもとでは、そのような申立てが行われていた。しかし、犯罪被害者が有罪の確定判決を受けた者の利益となるような再審を申立てることはほとんど考えられないため、後に検討する2005年5月11日付のロシア憲法裁判所判決も指摘するように、新刑訴法が犯罪被害者に監督審への再審の申立権をあたえても、それにはまったく意味がなかったと言わざるをえない。

59) この決定については、杉浦・前掲注(5)32-35頁を参照。

判官は、(1)申立ての棄却の決定、または(2)監督審手続の開始および申立書等の送付の決定（監督審付審判決定）を行う。このうち棄却決定については、当該監督審裁判所の長は、これを取り消し、監督審手続の開始の決定をすることができる（監督審裁判所がロシア最高裁判所である場合には、次長である副長官にも、この権限の行使が認められている。）が、まさにこの権限の行使の要件が新刑訴法の施行後の裁判実務において問題となったのである。そこで、ロシア最高裁判所は、2007年1月11日付の総会決定⁶⁰⁾で、当事者主義の原則を定める新刑訴法第15条の規定を踏まえながら、監督審への確定裁判の再審の申立てを棄却した担当裁判官の「結論の正しさを争う申立てが監督審裁判所に行われた場合のみ」（第10項）、ロシア最高裁判所長官等はその権限を行使することができるとし、裁判実務において職権によりその権限を行使することを否定したのである。これは、上記のヨーロッパ人権裁判所の決定を念頭に入れた措置と思われるが、学説には、職権によるその権限の行使を認める見解も存在する⁶¹⁾。

第二は、監督審への再審の申立事由の一部変更である。新刑訴法も、基本的には、旧刑訴法と同じように、その第409条第1項により、第379条第2号から第4号までに規定する「破棄審手続による判決の取消または変更の事由」を監督審手続による確定裁判の取消または変更の事由とした。それらは、(1)刑訴法に違反していること、(2)刑法が誤って適用されていること、(3)判決が不公正であることの三つであり、それぞれ第381条（刑訴法違反）、第382条（刑法の誤った適用）、第383条（判決の不公正さ）にくわしく定められている。

新刑訴法のもとでも、これらの取消または変更の事由は、申立権者がこれらに該当する事実が確定裁判に存在すると判断した場合に、監督審への再審の申立事由となると解されているが、ここには、旧刑訴法で確定裁判の取消または変更の事由、つまり監督審への再審の申立事由

60) Постановление № 1 Пленума Верховного Суда Российской Федерации от 11 января 2007 г. «О применении судами норм главы 48 Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации, регламентирующих производство в надзорной инстанции» // Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2007. № 4. С. 2-6.

61) См. : А. В. Смирнов, К. Б. Калиновский. Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу Российской Федерации. Постатейный / под общ. ред. проф. А. В. Смирнов. 3-е изд., перераб. и доп. М., 2007. С. 879-880.

の一つとされていた「一面的または不十分な捜査、取調べまたは公判廷での取調べ」という文言は存在しない⁶²⁾。それは、すでに見たように、2002年7月17日付のロシア憲法裁判所判決により、旧刑訴法等の関連規定のうち、検察官の申立てにもとづいて、捜査・取調べまたは公判廷での取調べが一面的または不十分であることを理由に、確定した無罪判決を監督審手続により再審理して取り消すことを認めていた部分が93年憲法の一連の規定に反するとされたからである⁶³⁾。

このように、新刑訴法では、確定裁判についての監督審への再審の申立事由が一部変更されたが、さらに、後に検討する2005年5月11日付のロシア憲法裁判所判決（以下「5・11判決」という。）を受けて改正された新刑訴法第404条および第405条⁶⁴⁾により、確定裁判の取消しが不利益変更となる場合には、その取消事由、つまりその申立事由は、「公判において、裁判所の判決または決定の適法性に影響をあたえた刑事訴訟法の根本的違反（фундаментальные нарушения）がなされた場合」に限定された（第405条第2項）。一事不再理の原則の例外を定めるヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第2項中の“un vice fondamental”（フラン

62) 新刑訴法は、その施行の前に改正された（Собрание законодательства Российской Федерации. 2002. № 22. Ст. 2027）。その時、第409条第1項も改正され、制定時には、「破棄審手続による判決の取消しまたは変更の事由」の一つとされながらも、監督審手続による確定裁判の取消しまたは変更の事由からは除外されていた「判決の中の裁判所の結論が第一審裁判所または控訴審裁判所により認定された刑事事件の実際の状況に一致していないこと」（第379条第1項第1号）が、旧刑訴法と同じように、あらためて確定裁判の取消しまたは変更の事由の一つとされた。

63) ちなみに、すでに述べたように、旧刑訴法のもとでは、監督審裁判所は、「一面的または不十分な捜査、取調べまたは公判廷での取調べ」を理由に、確定判決を取り消して事件を補充捜査のために検察官に送り返すこともできたが、新刑訴法は、監督審裁判所にこの種の裁判をすることを認めなかった。それは、ロシア憲法裁判所が1999年4月20日に言い渡した判決（Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности положений пунктов 1 и 3 части первой статьи 232, части четвертой статьи 248 и части первой статьи 258 Уголовно-процессуального кодекса РСФСР с связи с запросами Иркутского районного суда Иркутской области и Советского районного суда города Нижний Новгород // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 1999. № 4. С. 41-49）により、93年憲法が当事者主義の原則を採用したため、裁判所が補充捜査のために刑事事件を検察官に送り返すという一種の訴追機能を果たすることを認めていた旧刑訴法第232条第1項第1号および第3号ならびに第258条第1項の規定は93年憲法の関連規定に違反するとされたからである。

64) См. : Собрание законодательства Российской Федерации. 2009. № 11. Ст. 1268.

ス語）, “a fundamental defect”（英語）（松井等編『国際人権条約・宣言集』では「根本的瑕疵」と邦訳されている。）のヨーロッパ評議会によるロシア語訳は、“существенные нарушения”である。これを邦訳すれば、「根本的瑕疵」ではなく、それよりも狭い意味の「重大な違反」であるが、なぜこの言葉があてられたのかは不明である。それはともかくも、上記の“фундаментальные нарушения”（「根本的違反」）も、同じく“un vice fondamental”, “a fundamental defect”のロシア語訳として使用されているが、これは、次のように定義されている。

「根本的違反とは、裁判所が違法な構成で判決を宣告し、もしくは陪審団が違法な構成で評決をしたときの刑訴法違反、または、当事者主義および当事者対等の原則にもとづいて公正な公判審理を受ける権利で、本法典が保障しているものの行使の機会を刑事訴訟手続の関係人から奪い、もしくはこれらの権利をいちじるしく制限したときの刑訴法違反で、裁判所の判決もしくは決定の適法性に影響をあたえたものをいう。」（第405条第3項）

この定義に対しては、当初から、さまざまな批判が加えられ、改正案も出されている⁶⁵⁾が、実際、裁判実務において不利益変更となる確定裁判の取消しがどのような場合に認められるのかについては、別に検討を要する重要な課題である。

第三は、監督審への再審の申立期間についての規定の廃止である。すでに見たように、旧刑訴法は、監督審手続による不利益再審の申立てに限り、申立期間（1年）を設けていたが、新刑訴法では、監督審手続による不利益再審がいっさい禁止されたため、申立期間に関する規定は廃止された。これにともない、関連する条の見出しそのものが「監督審手続による裁判所の判決および決定の再審の期間」（旧刑訴法第373条）から「監督審手続による不利益再審の禁止」（新刑訴法第405条）に変更された。有罪の確定判決を受けた者の利益となる監督審への再審の申立てについては、これまでどおり、期限なしにいつでもこれをすることができる⁶⁶⁾。

65) См. : И. С. Дикарев. Указ. соч. С. 180-194.

66) См. напр. : Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу Российской Федерации. Новая редакция / под общ. ред. Н. А. Петухова и Г. И. Загорского. М.,

ところで、監督審手続による不利益再審の絶対禁止を定めた新刑訴法第405条の規定は、次のとおりである。

「より重大な犯罪に関する刑法〔の規定〕を適用する必要があることまたは刑罰が軽すぎることと理由とする監督審手続による有罪判決および裁判所の決定の再審、有罪の確定判決を受けた者の地位の悪化をもたらすその他の理由にもとづく監督審手続による有罪判決および裁判所の決定の再審、ならびに、無罪判決または刑事事件の打切りについての裁判所の決定の再審は、禁止する。」

ディカリョーフによると、この規定が新刑訴法に取り入れられたのは、連邦議会において、監督審手続による不利益再審は一事不再理の原則を規定する93年憲法第50条第1項に反する、と考えられたからである⁶⁷⁾。この規定は、当初から、裁判実務の現場で検察官をはじめとする法律実務家から批判を受けるとともに、法学者からも批判され、法律専門家の世界においては反対論の方が多かったと言われている⁶⁸⁾。

このような状況の中で、新刑訴法第405条の憲法適合性審査の申立て(複数)がロシア憲法裁判所になされ、これらに対して、ロシア憲法裁

2002. C. 624.

67) См. : *И. С. Дикарев*. Указ. соч. С. 166-167.

68) См. : Там же. С. 168-174. 2003年5月、「ロシアにおける人権と国家の権利擁護活動」をテーマとする全ロシア学術・実務会議が開かれた。この会議には、連邦議会の各院の諸委員会、ロシア最高裁判所、ロシア最高仲裁裁判所およびロシア最高検察庁の指導者、ロシア憲法裁判所裁判官、ヨーロッパ人権裁判所裁判官、ロシア大統領付置人権委員会委員長、ロシアおよび一連の連邦構成主体の人権オンブズマン、ロシア科学アカデミーその他の主要な学術・教育機関の代表等(130人以上)が参加し、会議は、ロシアの国家機関等に対し一連の勧告をした。そのうち連邦議会に対する勧告の一つに、監督審手続による不利益再審の一部を認めることに関する新刑訴法第405条の改正があった。しかし、この時点では、監督審手続による無罪判決の再審理・取消しまでも認めるというものではなかった(Рекомендации участников Всероссийской научно-практической конференции "Права человека в России и правозащитная деятельность государства" // Законность. 2003. № 7. С. 61) が、一部であれ、新刑訴法第405条が施行されてから1年もたたないうちに、人権問題に携わる機関の指導者等の会議で監督審手続による不利益再審の要求が連邦議会に対する勧告として出されたことは、当初から、新刑訴法第405条に対する反対がいかにか強かったかを示している。また、2005年1月、新刑訴法第405条の規定を無視して、監督審であるクラスノダール辺区裁判所幹部会が確定裁判の不利益変更を認めた事例の存在(*Н. Рябоконева*. Поворот к худшему допустим, если судебная ошибка фундаментально повлияла на общий исход дела // Законность. 2005. № 4. С. 8-10) も、その一端を示すものと言えよう。

判所は、5・11 判決⁶⁹⁾を言い渡すことになる。次に、この判決を少しくわしく見ることにしたい。

II 2005 年 5 月 11 日付のロシア憲法裁判所判決——新刑事訴訟法典第 405 条（監督審手続による不利益再審の禁止）の憲法適合性について——

1 事実の概要

5・11 判決は、クルガン州裁判所の質問ならびにロシア連邦人権全権代表（人権オンブズマン）、生産技術協同組合『サジェイストヴィエ』、有限会社『カレリア』および市民 43 名の各憲法不服申立てにもとづく新刑事訴訟法第 405 条の憲法適合性審査に関する事件についてのものである。

判決文によると、クルガン州裁判所がロシア憲法裁判所にその憲法適合性審査を求めたのは、以下の理由からである。クルガン市裁判所は、受刑者ア・エヌ・ゴーモノフに対し、自由剥奪 3 年 7 カ月の刑罰の未執行部分をより軽い刑罰に、すなわち矯正就業に変更する決定をした。その決定が確定した後、クルガン州検事長は、その決定は、刑期の半分以上が実際に経過していなければ、重大な犯罪で言い渡された自由剥奪刑の未執行部分をより軽い刑罰に変更することを認めていない刑法第 80 条第 2 項の規定に違反しているとして、新刑事訴訟法第 402 条にもとづいて、監督審であるクルガン州裁判所幹部会に再審の申立てをした。クルガン州裁判所幹部会は、この申立てを受け、新刑事訴訟法第 405 条は監督審手続による不利益再審を禁止しているとして、原決定を破棄しなかったが、その第 405 条は 93 年憲法に違反しているとの判断から、当該裁判の執行を停止し、ロシア憲法裁判所にその憲法適合性審査を申し立てた。

69) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности статьи 405 Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации в связи с запросом Курганского областного суда, жалобами Уполномоченного по правам человека в Российской Федерации, производственно-технического кооператива “Содействие”, общества с ограниченной ответственностью “Карелия” и ряда граждан // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2005. № 4. С. 3-16.

次に、ロシア連邦人権全権代表がロシア憲法裁判所に新刑訴法第 405 条の憲法適合性審査を申し立てたのは、以下の理由からである。判決文によると、犯罪の被害者ア・エス・ヴラソフは、有罪判決を受けた加害者の行為に対し適用条項を変更してより重大でない犯罪に関する規定を適用した破棄審裁判所の決定について、監督審に再審を申し立てたが、その申立ては、新刑訴法第 405 条を根拠に棄却された。そこで、ロシア連邦人権全権代表が、「ロシア連邦における人権に関する全権代表についての憲法的法律⁷⁰⁾」の第 29 条第 1 項第 5 号にもとづいて、それ以前の公判の過程で裁判所により「重大な違反」がなされ、これが事件の結果の原因となったことが明らかにされたにもかかわらず、新刑訴法第 405 条が不利益再審を認めないのは、ア・エス・ヴラソフの憲法上の権利（例えば、93 年憲法第 46 条第 1 項が保障する司法的救済を受ける権利等）を侵害するものであるとして、ロシア憲法裁判所にその憲法適合性審査を申し立てた。

また、判決文によると、それぞれの刑事事件での犯罪被害者であるその他の一連の市民、生産技術協同組合『サジェイストヴィエ』および有限会社『カレリア』も、確定した無罪判決の再審理、さまざまな理由による刑事事件の打ち切りについての確定した決定の再審理、刑罰を免除した確定判決の再審理、被告人の行為に対し誤って適用条項を変更してより重大でない犯罪に関する規定を適用し、刑罰を軽くした確定判決および破棄決定の再審理を求めたが、いずれの申立ても、新刑訴法第 405 条を根拠に棄却された。申立人らの意見によると、新刑訴法第 405 条は、93 年憲法第 19 条第 1 項（「すべての者は、法律および裁判所の前に平等である。」）、第 45 条第 1 項（「ロシア連邦においては、国家は、人間および市民の権利および自由の保護を保障する。」）、第 46 条第 1 項（「すべての者は、その権利および自由の司法的救済を保障される。」）、第 52 条（「犯罪および権力濫用の被害者の権利は、法律により保護される。国家は、被害者に対し、裁判へのアクセスおよび損害の補償を保障する。」）ならびに第 123 条第 3 項（「訴訟手続は、当事者主義および当事者対等にもとづいて行う。」）が保障する彼らの権利を侵害している。市

70) Собрание законодательства Российской Федерации. 1997. № 9. Ст. 1011.

民等は、これらを理由にして、ロシア憲法裁判所にその憲法適合性審査を申し立てたのである。

その他、ロシア憲法裁判所に新刑訴法第 406 条（監督審への申立ての審理手続）の第 3 項第 1 号の規定の憲法適合性審査を求めた者等もいたが、ロシア憲法裁判所は、これらの申立てについては憲法適合性審査の対象にはならないとして、憲法裁判所法第 43 条（申立てを審理に付さない場合）第 1 項第 2 号、第 68 条（事件に関する手続の打ち切り）および第 97 条（憲法不服申立ての許容性）にもとづいて、この部分の手続を打ち切ることになった。本件でロシア憲法裁判所の審査対象となったのは、新刑訴法第 405 条の規定だけである。ロシア憲法裁判所は、審査の対象が同一であったため、憲法裁判所法第 48 条（事件の併合）にしたがって、上記の申立てを一つの手続に併合し、小法廷で審査を行った⁷¹⁾。

以上が判決で認定された本件の事実の概要である。

2 判決の内容

ロシア憲法裁判所は、まず、93 年憲法第 2 条の規定、第 17 条第 1 項（「ロシア連邦においては、国際法の一般に認められた原則および規範ならびにこの憲法典にしたがって、人間および市民の権利および自由を承認し、かつ、これらを保障する。」）および第 18 条（「人間および市民の権利および自由は、直接に効力を有するものとする。これらは、法律の意味、内容および適用ならびに立法権、執行権および地方自治体の活動を規定し、かつ、裁判によって保障されるものとする。」）の規定を概説した後、ロシアにおける司法的救済を受ける権利、「正義の要求（*требования справедливости*）」に依っていない裁判の見直しの必要性和その制度（上訴制度と再審制度）について説明をする⁷²⁾。

その上で、ロシア憲法裁判所は、新刑訴法のもとでは、有罪の確定判決を受けた者が不利益となる「誤判の是正」は不可能であるとしながら

71) См. : Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2005. № 4. С. 3-7.

72) См. : Там же. С. 7-8.

も、それまでの一連の判決および決定にもとづいて、再審制度の憲法的性格および監督審手続による再審での「不利益変更の許容基準 (критерий допустимости поворота к худшему)」に関するロシア憲法裁判所の「法の見解」について、次のように述べる。判決文によると、93年憲法は、司法的救済を受ける権利を保障し(第46条)、ある審級の裁判が通常の手続では変更することができないという意味での最終のものであっても、そこに誤判があれば、その是正の機会を排除するのではなく、反対に、それを予定している。93年憲法第17条第3項(「人間および市民の権利および自由を行使する場合は、他の者の権利および自由を侵害してはならない。」、第46条、第50条第3項(「犯罪で有罪となったすべての者は、連邦の法律に定める手続により上級審が行う判決の再審理を受ける権利および特赦または減刑を求める権利を有する。」、第52条、第55条第3項(「人間および市民の権利および自由は、憲法体制の原則、道徳、健康ならびに他人の権利および法益の保護ならびに国防および国家の安全の保障のため、必要な限りにおいてのみ連邦の法律により制限することができる。」、第118条(裁判所のみによる裁判の実施)および第126条(ロシア最高裁判所)の各規定の意味からすると、刑事監督審制度は、「公正、比例および法的安全の原則」にしたがって、「憲法的価値、何よりもまず、人間および市民の権利および自由の実効的な保護」を保障するために、確定判決および決定の再審理により誤判を是正することを使命としている。

このように述べた後、ロシア憲法裁判所は、一事不再理の原則を規定する93年憲法第50条第1項を引用し、この規定は国際自由権規約第14条第7項およびヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第1項に合致しているとし、次のように主張する。判決文によると、これらの規定の意味からすると、「最終判決が宣告された者の法的処遇の恣意的な変更」は不可能であり、「確定判決の再審理にあたって、有罪の確定判決を受けた者(無罪の確定判決を受けた者)の不利益変更は、原則として、許されない」(傍点-引用者)。しかし、ヨーロッパ人権条約は、その第7議定書第4条第2項において、新しい事実もしくはあらたに発見された事実に関する資料がある場合、またはそれ以前の公判の過程で「根本的かつ原則的な性格を有する重大な違反で、事件の結果に影響をおよぼし

たもの」がなされた場合には、「重ねて裁判され、または処罰されることのない権利」は、当該国の「法律および刑事手続規定」にもとづいて事件の審理を再開することを妨げるものではないと定め、同条第1項で禁止されている「同一犯罪での再度の訴追または起訴」と「例外的な場合における事件の再審開始」とを区別している。これから明らかなように、「法的安定性の要求」は、絶対的なものではなく、「新しい事実もしくはあらたに発見された事実」があらわれ、または「それ以前の公判の段階で生じ、事件の誤った解決をもたらした根本的違反」が見つければ、事件の再審理を開始することを妨げるものではない。ヨーロッパ人権裁判所は、2004年7月20日に言い渡したニキーチン対ロシア事件の判決⁷³⁾において同じような見解をとっている。

ロシア憲法裁判所は、このように指摘した後、「連邦の立法者」は、確定判決の再審理および取消しの手続を定めるとき、その「絶対的な理由」を簡潔に示さなければならないとし、次のように主張する。判決文によると、「不利益変更の禁止の原則の例外」は、「誤判を正さなければ、有罪の確定判決を受けた者および被害者の権利および法益など憲法上保護される価値の必要なバランスが崩れ、裁判の本質そのもの、裁判行為としての判決の意味が歪められるとき」（傍点－引用者）に限り、「非常手段」として許される。それ以前の公判の過程でなされ、事件の結果に影響をおよぼした「根本的違反」を理由とする「最終裁判の再審理の機会」がないとすれば、それは、「公正の原則、ならびにこれにもとづく個人の尊厳の保護ならびに人間の権利および自由の司法的救済の憲法上の保障」に反して、そのような誤判は正されることがないということの意味し、また、ヨーロッパ人権条約にも反することになる⁷⁴⁾。

このように、監督審手続による再審での「不利益変更の許容基準」について述べた後、ロシア憲法裁判所は、これを前提にして、有罪の確定判決を受けた者（無罪の確定判決を受けた者）の権利とともに、「憲法上保護される価値」とされる犯罪被害者の権利について、次のように言う。判決文によると、犯罪被害者の権利は、法律により保護され、国家は、その犯罪被害者に対し、裁判へのアクセスおよび損害の補償を保障

73) ニキーチン対ロシア事件の判決については、杉浦・前掲注(5)14-22頁を参照。

74) См.: Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2005. № 4. С. 8-11.

する(93年憲法第52条)。犯罪被害者の権利に対するこのようなアプローチは、「犯罪および権力濫用の被害者のための正義の基本原則の宣言」(1985年11月29日に国連総会決議で承認)の第6項第2号および第3号の規定に合致し、さらには、ヨーロッパ評議会閣僚委員会の勧告「刑法および刑事訴訟の枠内での被害者の地位について」にも合致している。2003年4月24日付のロシア憲法裁判所判決⁷⁵⁾が示しているように、例えば、裁判所で自分の利益を擁護する機会をあたえることにより、犯罪被害者の権利の保護を保障する「国家の義務」は、93年憲法第21条第1項(個人の尊厳の保護)の規定からも導き出される。これによると、個人の尊厳は、国家によって保護され、いかなるものであれ、これをおとしめる根拠とはなりえない。このことを犯罪被害者にあてはめて言えば、この規定は、「法律で定める手続により、個人に損害および精神的苦しみをあたえうるあらゆる侵害を予防し、阻止すること」だけでなく、「何よりもまず裁判所で法律によって禁止されていないあらゆる方法により自分の権利および法益を擁護する機会を犯罪被害者に保障すること」も「国家の義務」とするのである。そうしなければ、犯罪者によってだけでなく、「国家そのもの」(傍点-引用者)によっても、犯罪被害者の名誉および尊厳がおとしめられてしまうからである。

このように述べた後、ロシア憲法裁判所は、検察官、検察側の一員とされる犯罪被害者およびその代理人の監督審への確定裁判の再審の申立権について、次のように主張する。判決文によると、これら⁷⁵⁾を新刑訴法第405条の規定と関連させて見ると、その申立てが有罪の確定判決を受けた者(無罪の確定判決を受けた者)の不利益となる理由にもとづくものであるときは、その申立権は、「監督審裁判所に当該申立てをする形式的な可能性」にすぎず、明らかにその実現は予定されていない。反対に、有罪の確定判決を受けた者は、自分の利益となる理由にもとづいて監督審に確定裁判の再審を申し立てることを何ら制限されていない。監

75) Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности положения пункта 8 постановления Государственной Думы от 26 мая 2000 года "Об объявлении амнистии в связи с 55-летием Победы в Великой Отечественной войне 1941-1945 годов" в связи с жалобой гражданки Л. М. Запорожец // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2003. № 4. С. 3-11.

督審裁判所は、このような申立てがなされたときは、その実体を審理して解決することを義務づけられている。これにより、有罪の確定判決を受けた者（無罪の確定判決を受けた者）は、「検察側、すなわち被害者、その代理人および検察官に対し優位に立つ」（傍点－引用者）ことになり、これは、「当事者主義および当事者対等にもとづく裁判の実施についての憲法上の規定」に合致せず、「憲法上保護される価値のバランス、例えば、有罪の確定判決を受けた者の権利および法益と他の者〔犯罪被害者〕の権利および法益ならびに公益とのバランス」を崩し、「犯罪および権力濫用の被害者の権利の違法な制限」をもたらし、「裁判へのアクセス、損害の補償および司法的救済の保障を被害者にあたえる〔憲法上の〕規定」に反する。

以上の理由から、ロシア憲法裁判所は、次のような結論を提示する。

「新刑訴法第 405 条は、これが、新刑訴法による裁判所の確定判決および決定の再審理の規制の体系の中で、被害者（その代理人）の申立てまたは検察官の申立てにもとづいて監督審手続により〔確定〕裁判の再審理が行われるとき、不利益変更を禁止し、そのことによって、それ以前の公判の過程でなされた重大な違反で、事件の間違った解決をもたらしたもの、すなわちヨーロッパ人権条約第 7 議定書第 4 条第 2 項に規定する基準に該当するような違反を取り除くことができない限りにおいて、93 年憲法第 15 条第 4 項、第 17 条第 1 項、第 18 条、第 19 条、第 21 条、第 46 条第 1 項、第 52 条、第 55 条第 3 項および第 123 条第 3 項に適合しない。」⁷⁶⁾

この結論を前提にして、ロシア憲法裁判所は、「連邦の立法者」に対し、新刑訴法の「所要の改正」を求めた。その際、監督審への再審の申立事由は、その「例外的な性格」により、ヨーロッパ人権条約第 7 議定書第 4 条第 2 項に規定する基準にしたがって、未確定の裁判についての控訴および破棄申立ての理由よりも限定されたものにしなければならないとした。それと同時に、ロシア憲法裁判所は、「連邦の立法者」と「法適用者」に対し、新刑訴法の「所要の改正」がなされるまで、有罪または無罪の確定判決を受けた者の不利益再審に関する問題を解決するとき

76) См. : Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2005. № 4. С. 11-14.

は、2002年7月17日付のロシア憲法裁判所判決で述べられている「法的見解」（例えば、監督審手続による確定裁判の再審理および取消しが有罪の確定判決を受けた者にとって不利益となるときは、旧刑訴法第373条の規定と同じように、その申立期間を1年とする。）にしたがうことを求めたのである⁷⁷⁾。

上記の結論および新刑訴法の「所要の改正」までの第405条の適用に関する暫定的措置は、判決主文として再度確認されるとともに、本件の申立人らの事件については、所定の手続により再審が行われることになった⁷⁸⁾。本判決を受けて新刑訴法の一部改正法（第404条および第405条の改正）が2009年2月に制定されたことは、すでに述べたとおりである⁷⁹⁾。

以上が本判決の基本的な内容である。

本判決については、刑訴法学者であると同時に、衆議院議員として新刑訴法案の作成で中心的な役割を果たした一人であるイェ・ベ・ミズーリナが、ヨーロッパ人権裁判所がニキーチン対ロシア事件でヨーロッパ人権条約第7議定書第4条第2項の規定を監督審手続にも適用したことは誤りであると指摘しながら、本判決が監督審手続による不利益再審を認めたことを否定的に評価する⁸⁰⁾のに対し、法律実務家の多くは、これを肯定的に評価し、新刑訴法第405条の改正に言及する⁸¹⁾。そこで、次に、本判決に対する正反対の評価をそれぞれ検討し、刑事監督審制度をめぐる実践的・理論的対抗関係を明らかにしながら、本判決の意義について考えることにしたい。

77) См. : Там же. С. 14-15.

78) См. : Там же. С. 15-16.

79) 新刑訴法の一部改正法は、5・11判決を受けて、監督審手続による不利益再審の申立期間を1年とした（第405条第2項）。後に、これに対し、この申立期間を6ヶ月に短縮することが提案される（*И. С. Дикарев. Срок допустимости поворота к худшему при пересмотре судебных решений в порядке надзора // Российская юстиция. 2010. № 4. С. 37-38*）が、その後の新刑訴法の一部改正でも、そのような提案は受け入れられていない。

80) См. : *Е. Б. Мизулина. О технологической теории уголовного процесса // Уроки реформы уголовного правосудия в России (по материалам работы Межведомственной рабочей группы по мониторингу УПК РФ и в связи с пятилетием со дня его принятия и введения в действие) // Сборник статей и материалов / под ред. Е. Б. Мизулиной и В. Н. Плигина. М., 2006. С. 76-78.*

81) См. напр. : *С. П. Ефимичев, М. В. Шаруева. Постановление Конституционного Суда РФ №5-П от 11 мая 2005 г. и его значение для обеспечения законности // Российская юстиция. 2006. № 5. С. 42-43.*

3 判決に対する評価

ここでは、新刑訴法案の作成に携わり、本判決を批判したイ・エリ・ペトゥルーヒンの論文「ロシア刑事訴訟における不利益変更の禁止」と、このペトゥルーヒン論文への反論をとおして本判決を肯定的に評価した人権オンブズマン所属の法律実務家ヴェ・ヴェ・タムボーフツェフの論文『「ロシア刑事訴訟における不利益変更の禁止」』と裁判の実施の際の人間および被害者の権利の遵守」をおもな検討対象とし、必要に応じて他の論文も検討する。

(1) 否定的評価

ペトゥルーヒンは、まず、「刑事訴訟における不利益変更の禁止」の意味について、次のように述べる。「判決（その他の裁判）について弁護側〔新刑訴法第5条第46号によると、弁護側とは、被疑者・被告人、その法定代理人、弁護人、付帯私訴被告、その法定代理人および代理人をいう。〕が上級審に不服申立てをした場合において、検察官の申立てまたは被害者、その代理人もしくは私訴人の不服申立てがないときは、有罪の言渡しを受けた者（無罪の言渡しを受けた者）の地位は、これを悪化させることはできない。」そして、彼は、「刑事訴訟における不利益変更の禁止は、倫理的基礎をもつ。倫理の観点からすると、人の援助要請に対する応答として、その人の地位を悪化させることは許されない」と主張する。このように「刑事訴訟における不利益変更の禁止」を把握した上で、彼は、これはすでに古代ローマの刑事訴訟で知られていたが、「糾問裁判の時代」には適用されず、「ブルジョア民主主義革命の勝利後」に復活し、今日、「文明諸国の法システムの重要な原則の一つ」となっていると説く⁸²⁾。

この後、ペトゥルーヒンは、ロシアの新刑訴法にも「不利益変更の禁止」の規定があり、それは、「被疑者・被告人を対象としているのであって、被害者を対象としているのではない」として、新刑訴法に定める上訴制度（控訴審および破棄審）における「不利益変更の禁止」について

82) См. : И. Л. Петрухин. Запрет поворота к худшему в российском уголовном процессе // Государство и право. 2006. № 3. С. 46.

説明し⁸³⁾、続けて監督審手続における「不利益変更の禁止」について、次のように述べる。彼によると、旧刑訴法に定める監督審制度のもとでは、監督審への再審の申立権を有していた検察官等は「不利益変更の禁止」に縛られておらず、「実務もこれを軽視していた。」これに対し、5・11判決が言い渡される前の新刑訴法第405条は、監督審手続によるすべての再審で「不利益変更の禁止」を取り入れた〔不利益再審のいっさいの禁止〕。これは、「裁判についての不服申立制度の真のペレストロイカ」（傍点－引用者）を意味した。旧刑訴法のもとでは、検察庁は、「第一審裁判所、破棄審裁判所および監督審裁判所において公益を擁護する権利」をもっていたが、新刑訴法第405条により、「検察庁は、監督審手続により訴追的性格（обвинительный характер）の申立てをする権利を失った。被害者も、このような機会を奪われた」（傍点－引用者）。弁護側は、彼らとは異なり、三つの審級のすべてにおいて「有罪の言渡しを受けた者（無罪の言渡しを受けた者）の利益を擁護する機会」をあたえられ、これにより、「全刑事司法制度の活動における訴追側寄りの傾向（обвинительный уклон）」は弱まった。このように述べた後、彼は、監督審手続について、これは「訴訟の例外的な段階（исключительная стадия）」であり、そこでは、「有罪の確定判決を受けた者（無罪の確定判決を受けた者）の利益となる裁判を受けるため、弁護側の申立てのみが審理された。立法者の考えによると、監督審裁判所は、訴追的性格の検察官および被害者の申立てを審理してはならなかったのである」（傍点－引用者）とした⁸⁴⁾。ここで彼が言う「訴追的性格の検察官および被害者の申立て」とは、有罪または無罪の確定判決を受けた者が不利益となる理由にもとづいて検察官等が行う監督審への再審の申立てのことである。

ペトゥルーヒンは、ロシア憲法裁判所により違憲判断が下される前の新刑訴法第405条の規定をこのように解した後、5・11判決を批判する。ここでは、重要と思われる次の二点を指摘しておきたい。

その一つは、この判決が93年憲法第50条第1項、国際自由権規約第14条第7項等に規定されている一事不再理の原則を侵害しているとする

83) См. : Там же. С. 46-49.

84) См. : Там же. С. 50.

る批判である。彼によると、二審制であるロシアでは、第二審である破棄審の判決が「最終判決」であり、これが確定した後、「ある人が同一の犯罪の実行のかどで有罪と認定され、またはより重い刑罰を科せられるならば、それは、同一の行為に対し再度有罪判決を言い渡すことを意味する。」ロシアの監督審は、二審制の中に含まれず、これが行う「不利益変更に道を開く裁判」（傍点－引用者）は、「同一の行為に対し再度有罪判決を言い渡すもの」としてとらえなければならない⁸⁵⁾。これは、ミズーリナと同じように、新刑訴法案の作成に携わった者としての立法者意思にしたがった判決批判である。

もう一つは、93年憲法第123条第3項に規定されている当事者主義および当事者対等の原則についてのロシア憲法裁判所の理解に対する批判であり、第一の批判の前提に位置づけられるものである。彼によると、この判決は、当事者主義および当事者対等の原則に則ってはいるが、「刑事訴訟の個々の段階でのこの法的原則の適用の独自性」を考慮に入っていない。例えば、起訴前の取調べの段階では、「取調官と被疑者の権利の平等」はなく、「完全な当事者主義」は存在しないのである。同じように、監督審の段階では、監督審裁判所への申立ての際に「〔元〕被告人、被害者および検察官の権利の平等」は存在しない。それは、「刑事訴訟において検察側と弁護側の実際の〔攻撃・防御〕力を対等にするため」である。ここで、彼は、圧倒的優位に立つ検察側の攻撃力に対抗するため、弁護側の防御力を補強するものとして、犯罪被害者には認められていない被告人の一連の権利とともに、「疑わしきは被告人の利益に」の原則と「不利益変更の禁止」の原則をあげて、次のように主張する。

「これを考慮に入れると、監督審で被告人の地位を悪化させるのを禁止することの方が、監督審でそれを悪化させようという被害者および検察官の願いよりもまさっている。〔中略〕世論は、通常、犯罪被害者の権利の擁護には好意的であるが、被告人の権利の拡大には冷淡である。だが、複雑な法的問題を解決するときは、このポピュリズム的手法を使う必要はない。」⁸⁶⁾

以上は、5・11判決が、刑事訴訟手続において検察側が弁護側に対し

85) См. : Там же. С. 51.

86) См. : Там же.

圧倒的優位に立っている現実を無視し、とくに当事者対等の原則を、世論に配慮をして、単に同じ権利が弁護側と検察側に平等にあたえられるだけのものであるかのように形式的に理解することに対する批判である。ペトゥルーヒンは、当事者対等の原則の形成の歴史的経過を踏まえ、この原則を、弁護側の防御権等を実質的に保障して、弁護側が圧倒的優位に立つ検察側と対等にたたかうことができるようにするものとして把握し、この考え方から5・11判決を批判したのである。彼の判決批判そのものは間違っていないが、とくに検察側から第一審および第二審(破棄審)で誤判が多いと批判されるロシアの裁判実務の否定的現象をどのように克服していくかという課題が彼の前に提起されることになる。これに答えなければ、判決批判の説得力も薄れることになるが、2009年7月の彼の死により、それは不可能となった。

(2) 肯定的評価

タムボーフツェフは、最初に、ペトゥルーヒン論文の次の一節を引用する。

「新刑法第405条は、世論(人権オンブズマンを含めて)を動員することに成功した検察庁から批判を受けていた。その動員の仕方は、弁護側には、すべての審級で自分たちにとって望ましい裁判を勝ち取る権利があたえられているのに対し、犯罪の犠牲者となった多くの人たちには、監督審への不服申立て〔不利益再審の申立て〕の禁止により監督審において犯罪者を摘発することができず、その利益が害されているというものである。検察庁は、被害者の申立てを支持しながら、自分の固有の利益を擁護しているかのように見える。検察庁は、二つの審級〔第一審と第二審＝破棄審〕で被告人が有罪であることを立証することができなかったため、公判廷での取調べがなく、手続の公開性および透明性も不十分である監督審で、その立証が可能となることを期待しているのである。このようにして、新刑法第405条の憲法適合性に関する事案がロシア憲法裁判所で審理される前提条件が作り出されたのである。⁸⁷⁾」

87) Там же. С. 50.

タムボーフツェフによると、ペトゥルーヒンは、この「テーゼ」を前提にしなが、5・11判決を、93年憲法第50条第1項等に規定する一事不再理の原則を侵害するものとして批判する。そして、彼は、これにもとづいて、「世論は、通常、犯罪被害者の権利の擁護には好意的であるが、被告人の権利の拡大には冷淡である。だが、複雑な法的問題を解決するときは、このポピュリズムの手法を使う必要はない」と言う⁸⁸⁾。

タムボーフツェフは、このように述べて、5・11判決の内容には深入りせず、ロシア憲法裁判所で新刑訴法第405条の憲法適合性審査に関する「事件が審理されることになった理由」と刑事訴訟手続における「被害者の権利の保障の本質」の二点について、ペトゥルーヒンに反論する。ここでは、ペトゥルーヒンの主張に直接かかわる問題として後者だけを取り上げることにする。タムボーフツェフによると、新刑訴法第405条が、「裁判所の前での万人の平等、裁判の公正さならびに犯罪を執行した者に対する刑罰で、侵害行為の社会的危険性および有罪者の人格に相応したものの不可避性」にかかわる犯罪被害者の「権利」を制限することは、「犯罪の犠牲者を権利の不平等な状態に置き、被告人（有罪者）を処罰せずに野放しにすることになる」ため、「合理的でも、公平で（объективным）もない。」そして、彼は、欧州安全保障協力会議（ウィーン会議）の1989年1月15日付の人権問題に関する最終文書を引用するとともに、すでに検討した2002年7月17日付のロシア憲法裁判所判決で述べられている「法的見解」を援用して、次のように言う。その「法的見解」を考慮すると、「法および適法性の民主的な理解における裁判」と認められるのは、「公正およびヒューマニズムの原則に合致し、実効的な復権を保障する裁判活動」である。この場合、「被害者および被告人（有罪者）」は、訴訟上、「立証および申立てにだけでなく、裁判所の行為および裁判（решения）についての不服申立てにも」（傍点・引用者）対等に参加することにより、平等に自分の権利を擁護することができる⁸⁹⁾。

88) См. : В. В. Тамбовцев. “Запрет поворота к худшему в российском уголовном процессе” и соблюдение прав человека, потерпевшего при отправлении правосудия // Государство и право. 2006. № 10. С. 122.

89) См. : Там же. С. 122-125.

このように述べた後、彼は、犯罪被害者の権利について、次のように主張する。犯罪被害者の「裁判へのアクセスおよび法律による被害者の権利の保護」についての権利は、「公判のすべての段階」、すなわち「第一審、第二審および監督審の各裁判所での事件の審理手続」で認められるだけでなく、「裁判の公平さ」とともに、「犯罪を実行した者の矯正およびその者による新しい犯罪の予防」のため、その者に対する「刑罰が不可避であること」を実際に知らせる義務が裁判所にあることを暗示させるものでもある。しかも、犯罪被害者が受けた損害の賠償には、「物的損害の賠償」だけでなく、「精神的損害の賠償」も含まれており、その「精神的損害の賠償」は、「社会的正義の回復」や「有罪の確定判決を受けた者に対する刑罰とその者が実行した犯罪の社会的危険性の性格および程度ならびにその人格の評価とのつりあい」（傍点－引用者）で決まることになる⁹⁰⁾。

このように、5・11判決を支持するタムボーフツェフ等の法律実務家が、5・11判決と同じように、国際自由権規約をはじめとする国際文書を援用しながらも、弁護側に対し検察側が圧倒的優位に立つ現実の刑事訴訟の構造を無視し、当事者対等の原則を口実に犯罪被害者の権利の保障を強調するのは、ロシアの裁判実務で誤判が多いという検察側が批判するもう一つの現実があるからである。

新刑訴法第405条の憲法適合性を審査するロシア憲法裁判所により意見聴取のために出廷を求められたロシア最高検察庁の次長検事エス・ケフレーフは、法廷でその現実の一端を明らかにする。彼によると、ロシア最高検察庁は、連邦議会での新刑訴法案の審議の段階から、その第405条は93年憲法および刑事訴訟手続の憲法上の基本原則に反しており、修正すべきであると考えていたし、現在も、そのように考えている⁹¹⁾。つまり、ロシア最高検察庁は、意見陳述をした法廷で、ロシア憲

90) См. : Там же. С. 125.

91) См. : С. Кехлеров. Статья 405 УПК РФ признана неконституционной // Законность. 2005. № 7. С. 2. なお、5・11判決が言い渡される前から、下級検察庁の検察官の間でも、犯罪被害者の権利の保障の観点から、不利益再審の容認の方向での新刑訴法第405条の改正が主張されていたが、そこには、犯罪被害者の権利の保障を口実に、第一審および第二審で公訴事実を立証することができなかった検察側が監督審でその名誉を挽回しようとする意図があったことも否定しえないであろう（Н. М. Яковлев. Ограничение прав потерпевших на свободный доступ

法裁判所には新刑法第 405 条の違憲判断を、連邦議会にはその改正を求めたのである。このように述べた後、ケフレロフは、刑事監督審制度の運用実態の一部を明らかにする。彼によると、ロシアでは、毎年、1,200,000 人以上が有罪判決を受けるが、監督審手続によりその判決が再審理される人数は、25,000 人ないし 35,000 人である（有罪判決を受けた者の 2% 以上）。統計資料によると、旧刑法のもとで、検察官が提起した「無罪判決の取消しまたは刑罰が軽すぎることを理由とした有罪判決の変更〔不利益再審〕の問題」の件数は、「有罪の確定判決を受けた者の利益となる再審〔利益再審〕の問題」のそれよりも「はるかに少ない（значительно реже）。」例えば、2000 年 1 月 1 日から 2002 年 6 月末日までの 2 年半の間、検察官が監督審に再審の申立てをし、その申立てが監督審により認容された事件の元被告人の人数は、36,813 人である。そのうち、「不当な無罪判決」が取り消された人数は、756 人であり、「刑罰が軽すぎることを理由に有罪判決が変更された人数は、3,212 人である。他方、刑事訴訟手続が打ち切られた人数は、768 人であり、刑罰が軽減された人数は、6,278 人である。新刑法が制定されるまでは、検察官による利益再審の申立ての件数の方が多く、それは、不利益再審の申立ての件数の 2 倍であった⁹²⁾。

このように、旧刑法のもとでの 2 年半という短期間の統計資料から見ても、検察側が批判するように、ロシアの裁判実務で誤判が多いというのは、否定することができない事実である。もちろん、ペトゥルーヒンが指摘したような事例、すなわち検察側が第一審および第二審で公訴事実を立証することができなかつたため、無罪判決や刑罰の軽い有罪判決が言い渡されて確定した事例もあったし、現在もあると思われるが、やはり多いのは、第一審および第二審での誤判である。ロシアの裁判実務で検察側からとくに問題視されるのは、「不当な無罪判決」、有罪判決であっても「刑罰が軽すぎる」と批判される誤判である。ヨーロッパ人権裁判所が既述のニキーチン対ロシア事件の判決で監督審手続による不利益再審を認めていた旧刑法に定める監督審制度(旧刑事監督審制度)の存在を肯定したのは、そのような現実を無視することができなかつた

к правосудию // Журнал российского права. 2005. № 5. С. 71-79)。

92) См. : С. Кехлеров. Указ. соч. С. 3.

からである⁹³⁾。

以上のように、5・11判決を肯定的に評価する法律実務家は、「もう一つの現実」を踏まえて犯罪被害者の権利の保障を強調した上で、国際自由権規約やヨーロッパ人権条約等を援用しながら、不利益再審も認める刑事監督審制度を第一審および第二審での誤判を正すための例外的な制度と位置づけ、そのおもな理論的根拠を、単に同じ権利が弁護側と検察側（とくに犯罪被害者）に平等ににあたえられるだけのものであるかのように解する当事者主義および当事者対等の原則に求めたのである。現在のロシアでは、このように刑事監督審制度をとらえる見解の方が多数であると言えよう。5・11判決は、当初から、監督審手続による不利益再審の絶対禁止の主張を規範化した新刑訴法第405条に反対であり、監督審への不利益再審の申立権を犯罪被害者および検察官にあたえることを要求するロシア最高裁判所、ロシア最高検察庁等の主張の正当性を認めるとともに、その不利益再審の申立てを容認する刑事監督審制度に合法性をあたえたのである。

むすびに代えて——刑事監督審制度の改革の第2段階？——

新刑訴法に定める監督審制度は、裁判統制制度としての性格を基本的に克服したとは言え、5・11判決により不利益再審を認める一方、ヨーロッパ人権裁判所がベルジェニシヴィーリ対ロシア事件に関する決定の中で法的安定性の原則の観点から批判したように、監督審裁判の反復性を引き続き認めていた。その一つは、監督審である自治共和国最高裁判所、州裁判所およびこれらと同級の裁判所の各幹部会により再審の申立てが棄却されても、さらにロシア最高裁判所幹部会にその申立てをすることを再審の申立人に認めていた点である。もう一つは、監督審裁判所であるロシア最高裁判所等の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申

93) 2006年2月8日付のヨーロッパ評議会閣僚委員会の中間決議（正式名称「ロシア連邦の民事訴訟における監督審手続による『法的安定性の原則』の侵害の問題について—実施済み的一般的措置と懸案事項—」）を受けて、ヨーロッパ人権裁判所は、民事監督審制度についても、民事事件における誤判を正すための例外的な制度としてその存在を認めるにいたった。この点については、杉浦・前掲注(5)22、28-31、44頁を参照。

立てを棄却しても、当該監督審裁判所の長が、何ら時間的な制約を受けずに、その棄却決定を取り消すことを認めていた点である。このような監督審裁判の反復性の承認は、刑事監督審制度が裁判統制制度として機能することを認めることでもある。後者については、すでに見た2007年1月11日付のロシア最高裁判所総会決定により、監督審裁判所の長の当該権限の行使に一定の歯止め（監督審裁判所の長に担当裁判官の棄却決定についての不服申立てがあった場合にのみ、当該権限を行使することができるとしたこと）がかけられたが、前者については、新刑訴法の改正により、監督審裁判所が複数存在することが否定される必要があった。

その新刑訴法の改正は、2010年12月29日に公布され、一部の規定を除き、2013年1月1日から施行されたその一部改正法⁹⁴⁾（以下「改正刑訴法」という。）により行われた。改正刑訴法は、ヨーロッパ人権裁判所の批判を受けて、ロシア最高裁判所幹部会だけが監督審として裁判することを認めた（第412条の1第1項）。監督審裁判所の複数存在の解消である。しかし、改正刑訴法は、それと同時に、監督審であるロシア最高裁判所幹部会への再審の申立ての対象裁判の一つとして、ロシア最高裁判所幹部会自身の確定判決をあげている（第412条の1第3項第5号）。これは、ロシア最高裁判所幹部会の裁判を最終のものとし、監督審手続によるその再審理を認めない新刑訴法の規定（第403条第5号）と異なり⁹⁵⁾、監督審裁判の繰返しを認め、ロシア最高裁判所幹部会の裁判の不安定化をもたらすおそれのある規定である。また、改正刑訴法は、ロシア最高裁判所の担当裁判官が監督審付審判手続で再審の申立てを棄却した場合、時間的制約をいっさい受けずに、その棄却決定を取り消し、事件をロシア最高裁判所幹部会の審判に付する権限をロシア最高裁判所

94) Собрание законодательства Российской Федерации. 2011. № 1. Ст. 45.

95) 2002年10月に制定され、翌2003年1月1日に施行された新しい民訴法に定める監督審制度も、2010年12月9日公布の一部改正法（Собрание законодательства Российской Федерации. 2010. № 50. Ст. 6611）により改革された。この一部改正法では、改正刑訴法の規定とは異なり、ロシア最高裁判所幹部会の確定判決は、再審の申立ての対象とはなっていない（第391条の1第2項）。その第391条の14によると、「ロシア最高裁判所幹部会の判決（постановление）は、これが採決された日に確定し、これについて不服申立てをすることができない。」この取扱いの違いについての合理的な理由は説明されていないように思われる。

長官および同副長官に引き続きあたえた（第412条の5第3項）が、問題は、その権限の行使に対し一定の歯止めとなっていた2007年1月11日付のロシア最高裁判所総会決定が2014年1月28日付の同総会決定⁹⁶⁾の第29項により失効し、その歯止めがなくなったことである。これは、再びロシア最高裁判所長官等がいつでも職権でその棄却決定を取り消し、事件を監督審の審判に付することができるようになったことを意味する。これも、法的安定性の原則を害するおそれのある規定だと言えよう。ロシアの刑事監督審制度の改革は、改正刑訴法により、果たしてその第2段階に入ったと言えるであろうか⁹⁷⁾。

この刑事監督審制度の改革との関連でより注目しなければならないのは、改正刑訴法による破棄審制度の改変である。改正刑訴法は、2002年6月に制定された新しい経済訴訟法⁹⁸⁾（Арбитражный процессуальный кодекс）に定める審級制度に倣って、従来の刑事の審級制度を改め、控訴審だけを第二審裁判所とした。これにともない、それまで第二審とされてきた破棄審は、確定裁判を審判の対象とし、従来の監督審の機能をもたされることになった。ロシア憲法裁判所も、この新しい破棄審制度についての一連の条項の憲法適合性審査に関する事件の判決の中で、法的安定性の原則を強調しながら、新しい破棄審を「通常の審級」の一つとしてではなく、監督審と同じように、例外的な制度、すなわち「裁判の公正さを確保する追加の方法」としてとらえており、そのことを確認している⁹⁹⁾。その意味では、新しい破棄審制度にそれまでの監督審手続のおもな規定が取り入れられたのも当然と言えよう。

例えば、事前手続としての監督審付審判手続の例に倣った破棄審付審

96) Постановление № 2 Пленума Верховного Суда Российской Федерации от 28 января 2014 г. «О применении норм главы 47¹ Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации, регулирующих производство в суде кассационной инстанции» // Бюллетень Верховного Суда Российской Федерации. 2014. № 4. С. 10-14.

97) 以上の点については、杉浦・前掲注(5) 51-52頁を参照。

98) Собрание законодательства Российской Федерации. 2002. № 30. Ст. 3012.

99) См.: Постановление Конституционного Суда Российской Федерации по делу о проверке конституционности ряда положений статей 401³, 401⁵, 401⁸ и 401¹⁷ Уголовно-процессуального кодекса Российской Федерации в связи с жалобами граждан С. С. Агаева, А. Ш. Бакаяна и других // Вестник Конституционного Суда Российской Федерации. 2014. № 3. С. 87-88.

判手続の導入である（第401条の8）。有罪の確定判決を受けた者、犯罪被害者、検察官等から破棄審に確定裁判の破棄申立てがあった場合において、その要件が満たされているときは、その申立ては、破棄審である自治共和国最高裁判所、州裁判所もしくはこれらと同級の裁判所の各幹部会またはロシア最高裁判所刑事裁判部もしくは同軍事裁判部により、審理される（第401条の7）。審理の結果、その担当裁判官は、(1)申立ての棄却の決定、または(2)破棄審裁判所の審判に付するための申立書等の送付の決定（破棄審付審判決定）を行う（第401条の8第2項）。このうちロシア最高裁判所の担当裁判官の棄却決定については、ロシア最高裁判所長官および同副長官は、これを取り消し、申立てを当該破棄審裁判所の審判に付することができる（同第3項）。

ここで、問題が提起されることになる。その規定の論理解釈によれば、ロシア最高裁判所長官等は、時間的制約をいっさい受けずに、職権でその棄却決定を取り消すことができるということになるが、これまでの監督審制度の改革の経緯を踏まえると、その改革に逆行するこのような解釈にもとづいて当該規定を運用することが妥当であるかどうかという問題（さらには93年憲法に適合しているかどうかということも問題となりうる。）であり、その妥当性を疑問視する法律専門家からは当該規定の改正等も提案されている¹⁰⁰⁾。このように、新しい破棄審制度は、それまでの監督審手続のおもな規定を取り入れることにより、それまでの監督審制度の問題点（裁判統制制度としての性格にもとづく監督審裁判の反復性、それによる法的安定性の原則の侵害等）も抱え込むことになったのである。新しい破棄審制度は、実質的には従来の監督審制度であり、これに監督審であるロシア最高裁判所幹部会が加わると、事実上、監督審裁判が繰り返されることになり、法的安定性の原則が害されるおそれがあると言えよう。今後、ロシアの刑事監督審制度の改革の行方を見極めるためには、新しい破棄審制度および監督審制度の今後の運用実態を分析することが重要な課題となろう。

100) См. : Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу Российской Федерации / науч. ред. В. Т. Томин, М. П. Поляков. 7-е изд., перераб. и доп. М., 2014. С. 899-900.

論 説

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」（研究代表者・杉浦一孝）の補助金を受けて行った研究の成果の一部である。